第３期
南知多町子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月
南　知　多　町

は　じ　め　に

我が国で人口減少は著しい問題となっています。本町においては、出生数の減少が深刻であり、町における最重要課題であると言えます。

さらには、家族、就労の形態や、地域のつながりの希薄化、児童虐待の深刻化、デジタル技術の発展により子どもの遊び方など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化してきています。

このように、日々刻々と変化する社会情勢の中、子育ての悩みや保育のニーズも多様化してきており、時代の流れに即した支援を提供することの重要性を再認識するとともに、選ばれる町となるために、私たちは変わっていかなければなりません。

このような背景の中、本町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成２７年度を始期とする「南知多町子ども・子育て支援事業計画」を始め令和２年には第２期計画を策定し、子ども・子育て支援施策を進めてまいりました。

その中で、令和６年度からは全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うため、子ども家庭センターを設置し動き出しております。

このたび、第２期の計画期間が終了することに伴い、計画を見直し、新たに「第３期南知多町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画では、第１期及び第２期計画の基本理念“みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔”を継承し、妊娠から出産、子育てにおいての継続的な支援、子育てに不安を抱える家庭への相談支援等、各施策をより一層実施してまいります。

結びにあたり、この計画の策定にご尽力・ご協力いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和７年３月

南知多町長　　石 黒　和 彦

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の背景 2
２　計画策定の趣旨 3
３　計画の位置づけ 4
４　計画の期間 4
５　計画の策定体制 5

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 6

１　南知多町の状況 7
２　アンケート調査結果からみえる現状 18
３　本町の子ども・子育て支援の現状のまとめ 29
４　第２期計画の事業の進捗評価 32
５　第３期計画策定に向けた課題 36

第３章　計画の基本理念、基本目標 40

１　基本理念 41
２　基本目標 42
３　施策の体系 44

第４章　施策の展開 45

１　基本目標１　子育て支援サービスの充実 46
２　基本目標２　母と子の健康づくり 48
３　基本目標３　保育・教育の環境づくり 50
４　基本目標４　子育てと仕事が両立できる環境づくり 51
５　基本目標５　社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供 52

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 53
1　教育・保育提供区域の設定 54
2　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 55
3　子どもの人口の見込み 58
4　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 59
5　地域子ども・子育て支援事業 63
6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 78

第６章　計画の推進に向けて 79
1　計画の推進 80
2　計画の進行管理 80
3　計画の達成状況の点検及び評価 80

資料編 82
1　南知多町子ども・子育て会議設置要綱 83
2　委員名簿 85
3　会議の開催日と審議内容 86
4　用語解説 87

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年８月に「子ども・子育て支援法※」をはじめとする子ども・子育て関連３法※を成立させ、平成27年４月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度※」をスタートさせました。

また、令和３年 12 月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」等に基づき、令和４年６月、こども家庭庁設置法が成立し、令和５年４月から、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする「こども家庭庁」が創設されました。同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法※」が成立し、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されています。

本町においても、国の「こども基本法」や、法律に基づいた取組の考え方が示された「こども大綱※」（令和５年 12 月 22 日）の考え方を踏まえて、すべての子どもが尊重され、健やかに育ち、幸せに生活できる町の実現を目指していきます。

2　計画策定の趣旨

本町においては、「子ども子育て支援法」に基づき平成27年3月に「南知多町子ども・子育て支援事業計画※」を、続く令和２年３月には、「第２期　南知多町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健など子ども子育て支援を推進してきました。

このような中、令和３年度に策定した第７次南知多町総合計画では、将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」の実現に向けて、「地域で育むひとづくり」、「地元をにぎわすしごとづくり」、「安心できるまちづくり」、「行財政マネジメント」の４つの基本目標のもと、まちづくりの目標の一つとして「暮らし続けられるまちをあなたとつくる」を掲げ、子ども達が主体的に活動できる学校づくりと、生涯学習・生涯スポーツ・家庭教育力の充実に努めるとともに、町の伝統・文化の大切さを伝えることにより、南知多町に愛着と誇りの持てる次代を担う人材や、心豊かな人を育むまちづくりを目指します。

本町では、「みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔」を基本理念として、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、すべての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができる社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供しています。

この度、「第２期南知多町子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第３期南知多町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、南知多町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

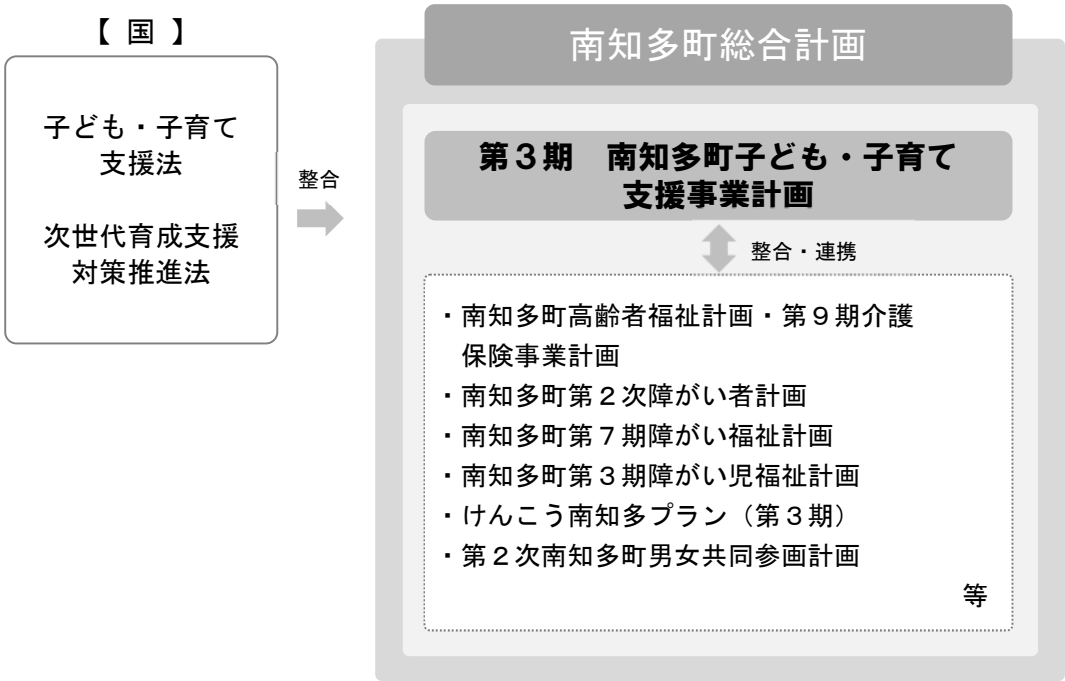

4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は令和７年度から５年間を１期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、５年ごとに策定するものとされていることから、令和７年度から令和１１年度までを計画期間とします。また、必要に応じて、見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
第３期　南知多町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

（１）住民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童（０～５歳）の保護者から３９０世帯、小学生児童（６～11 歳児）の保護者から６００世帯、合計９９０世帯を抽出して実施しました。

② 調査期間

令和５年 12 月１８日から令和６年１月１０日

③ 調査方法

就学前児童の保護者：保育所を通じて配布・回収または郵送による配布・回収

小学生保護者：小学校を通じて配布・回収

④ 回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	390 通	271 通	69.5%
就学児童の保護者	600 通	464 通	77.3%

（２）南知多町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、学校・保育所関係者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「南知多町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

（３）パブリックコメントの実施

令和７年１月１５日～３１日に、パブリックコメント※を実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

1　南知多町の状況

（１）人口の状況 ・・・・・・・

① 年齢３区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和６年で15,772人となっています。また、年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（１５～６４歳）、老年人口（65歳以上）のすべての区分が減少しています。

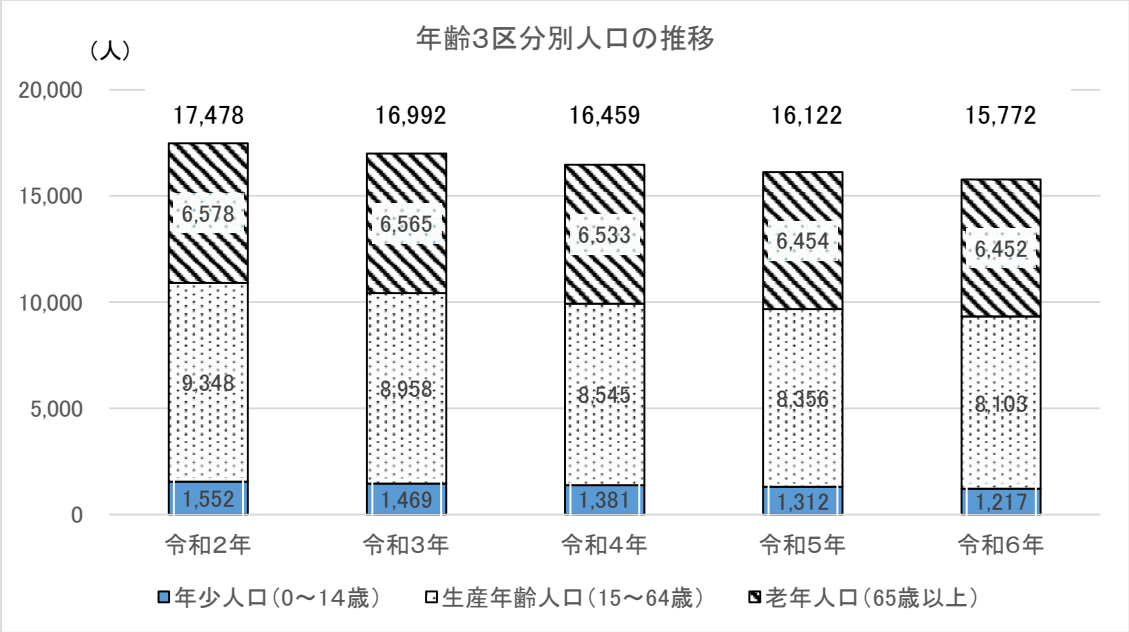

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

本町の０歳から５歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、令和６年４月現在で３１８人となっています。特に他の年齢に比べ、０歳の減少率が高くなっています。

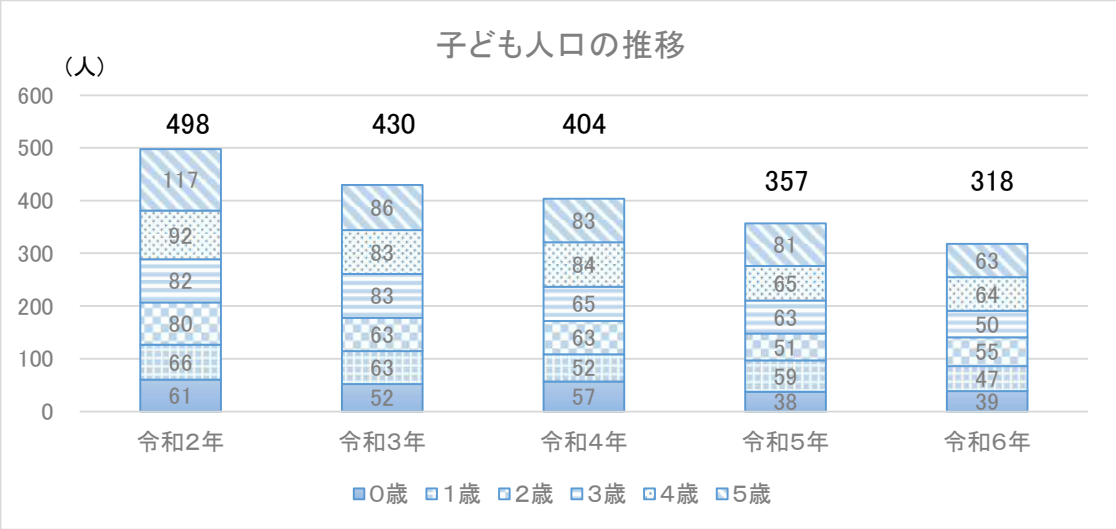

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の６歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、令和６年４月現在で５５５人となっています。どの年齢も減少しています。

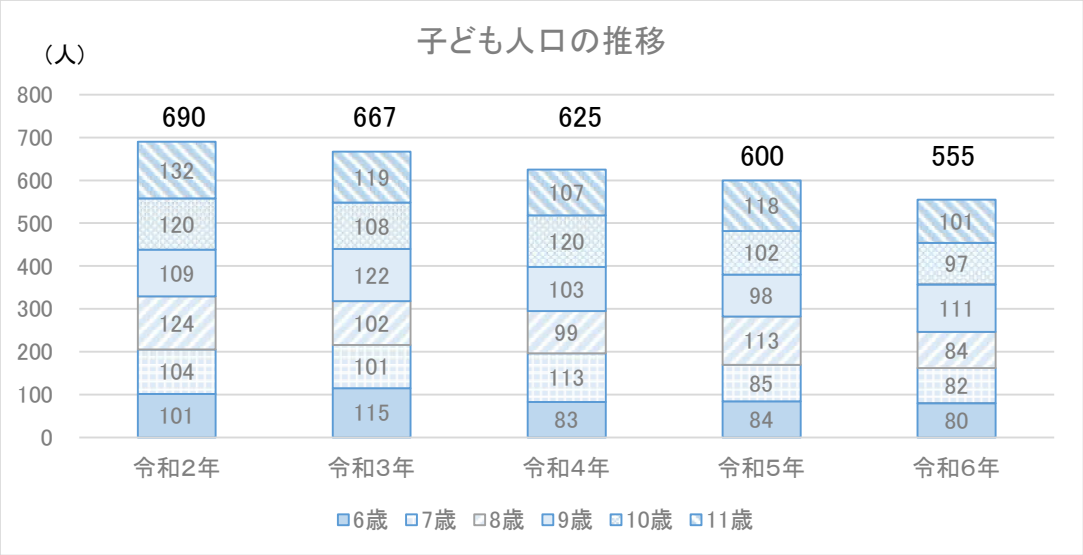

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

（２）世帯の状況 ・・・・・・・

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は増減しながら推移し、令和２年で3,４４８世帯となっています。また、一般世帯数、一般世帯に占める核家族世帯の割合共に増減しながら横ばいで推移しています。

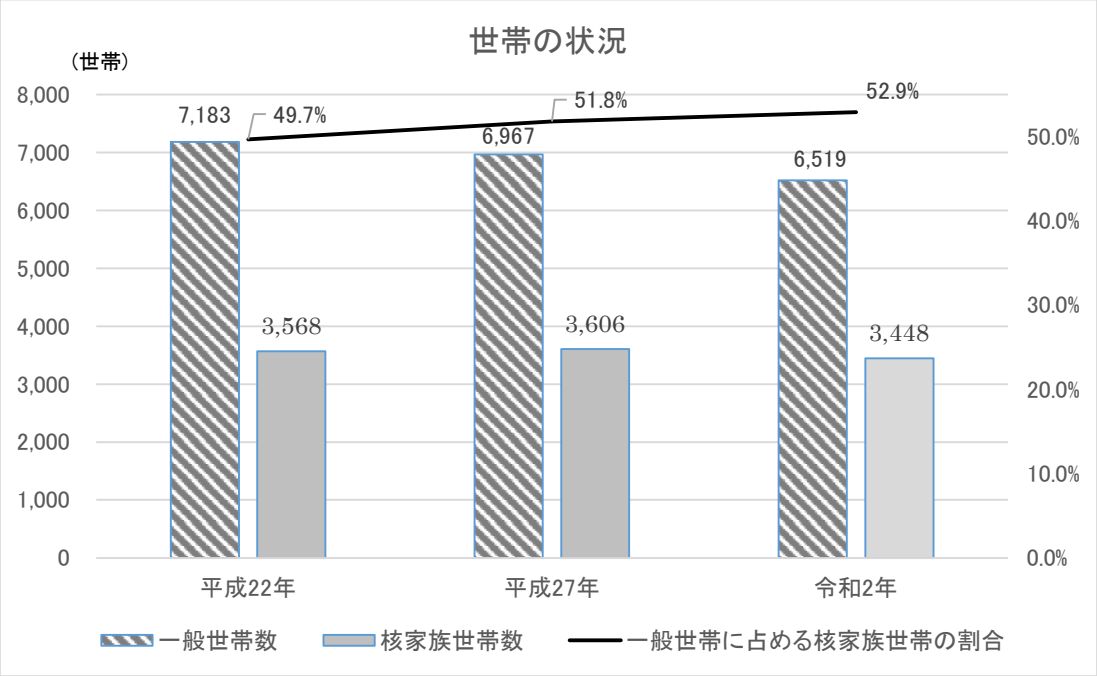

資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和２年で975世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。

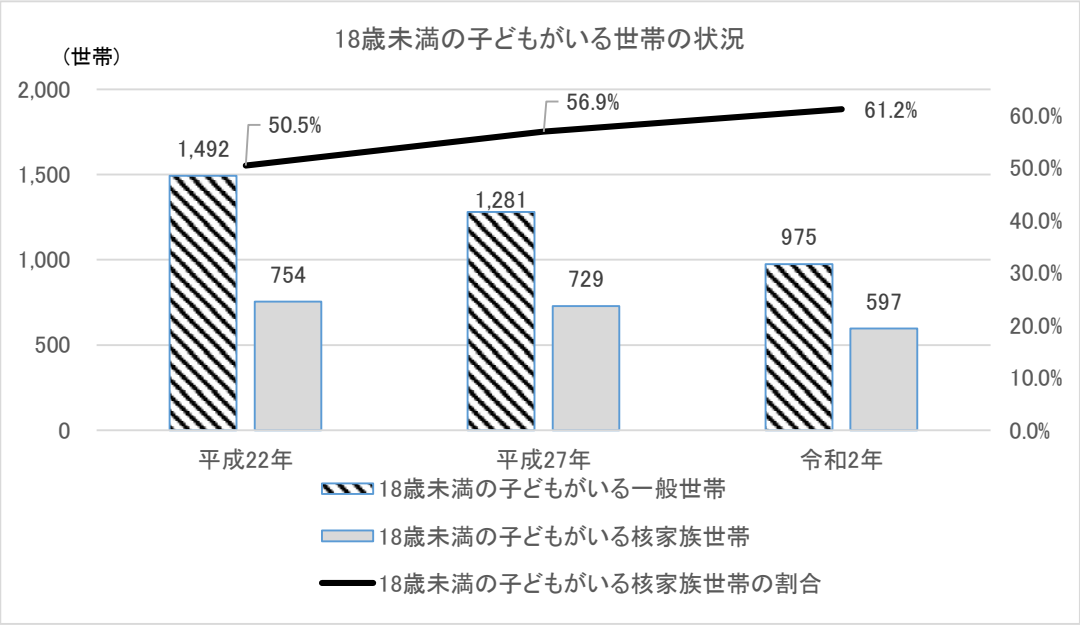

資料：国勢調査

③ ６歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和２年で３２１世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。

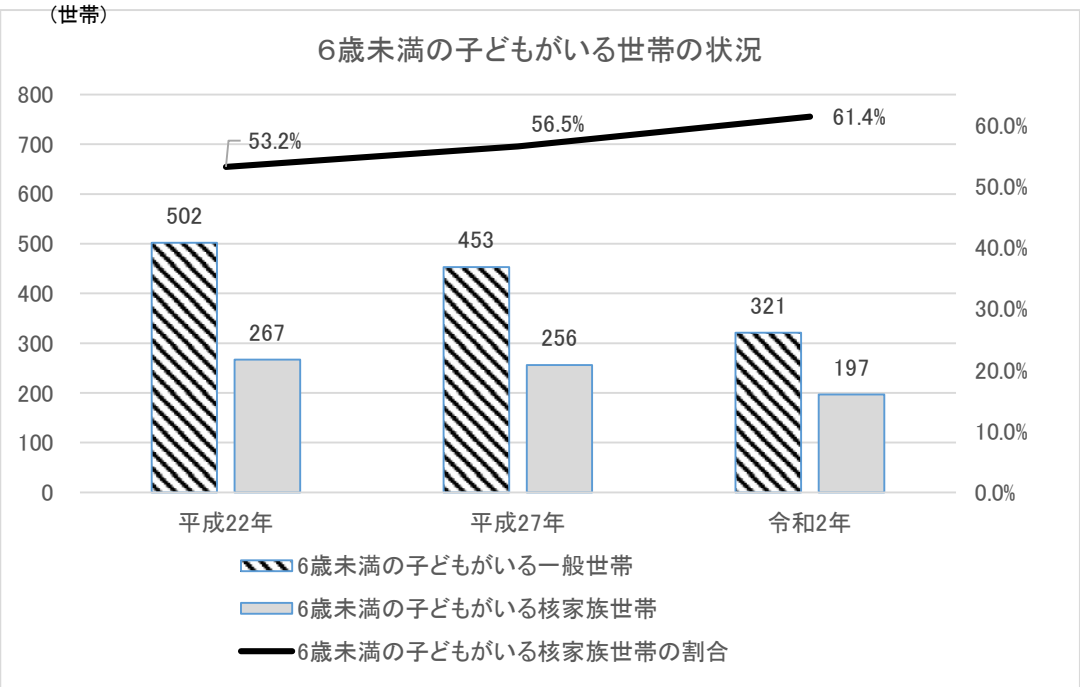

資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増減しており、令和２年で５０世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少しています。

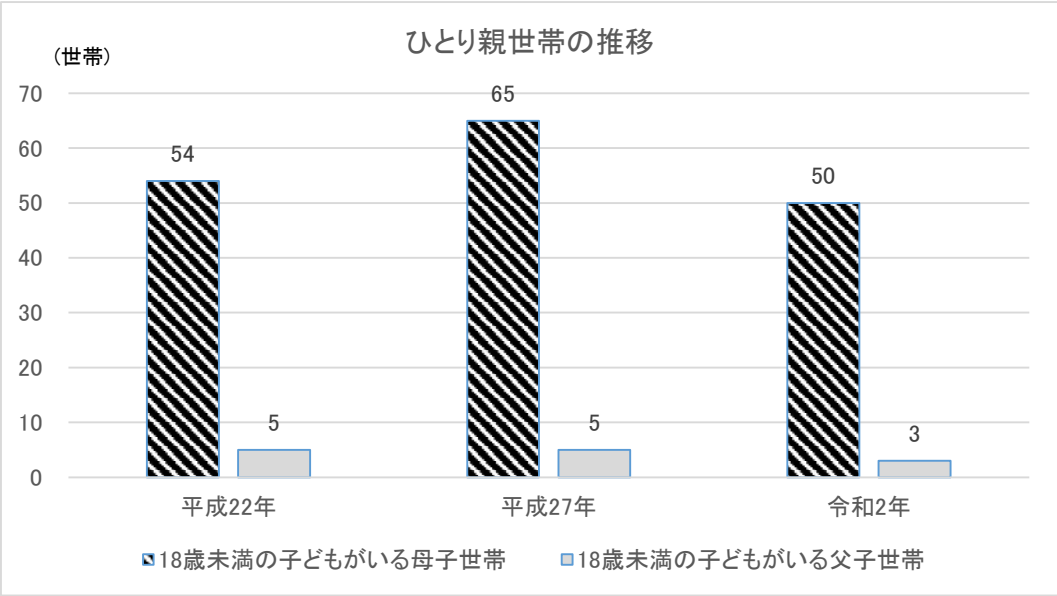

資料：国勢調査

（３）出生の状況 ・・・・・・・

① 出生数の推移

本町の出生数は年々減少傾向にあり、令和４年で５４人となっています。

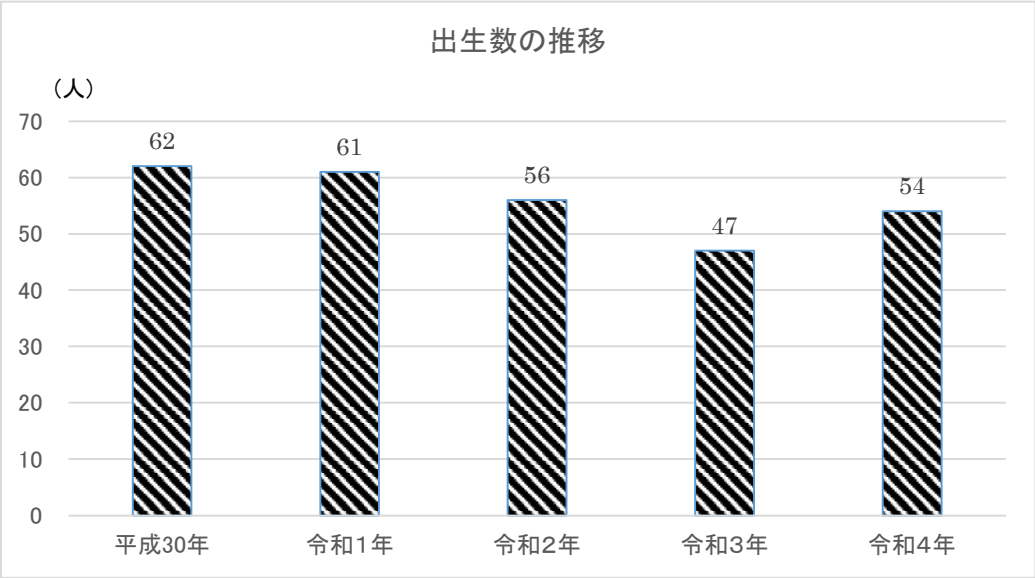

資料：愛知県衛生年報

② 母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移

本町の母の年齢（５歳階級）別出生率の推移をみると、平成２９年に比べ令和４年で、２５～２９歳の割合が減少しているのに対し、３０～３４歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

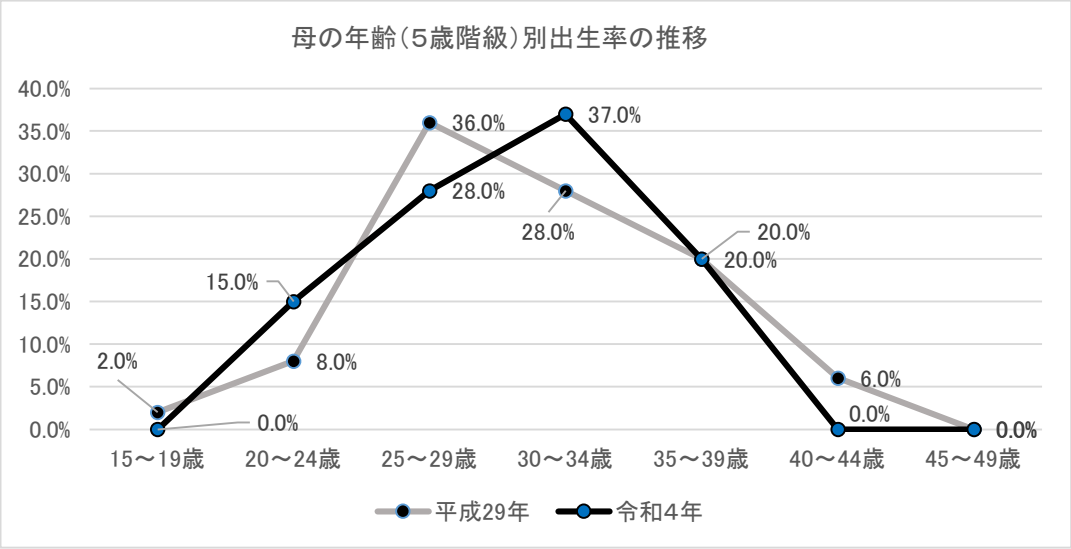

資料：愛知県衛生年報

（４）未婚・結婚の状況 ・・・・・・・

① 年齢別未婚率

本町の令和２年の年齢別未婚率をみると、年齢の推移によって未婚率はなだらかに減少しているが、４５歳～４９歳の未婚率は27%と高く、晩婚化や未婚化が進行していることがうかがえます。

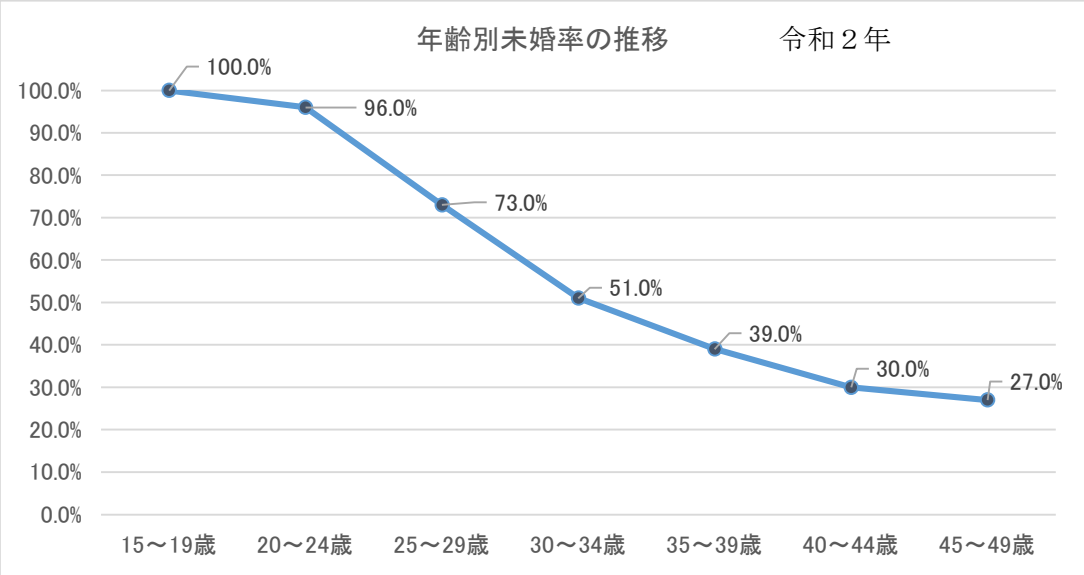

資料:国勢調査(令和2年)

（５）就業の状況 ・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。５年前の平成２７年に比べて、どの年齢区分でも就業率が高くなっている。特に２０歳から３４歳までの年齢区分において、高くなっています。

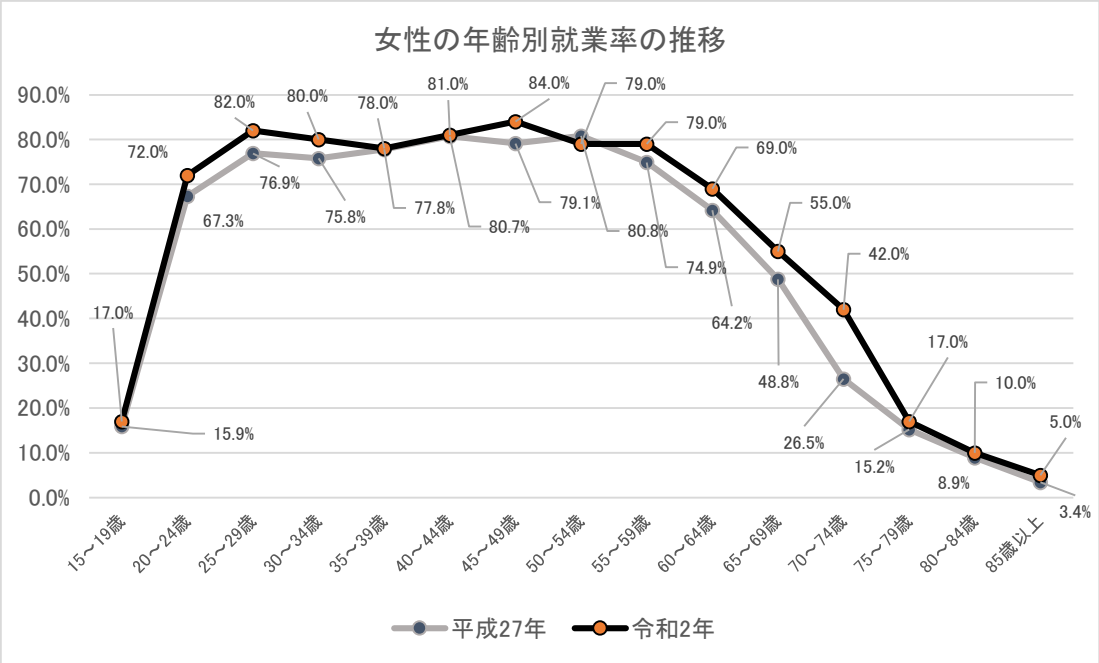

資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の令和２年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、県より高くなっています。

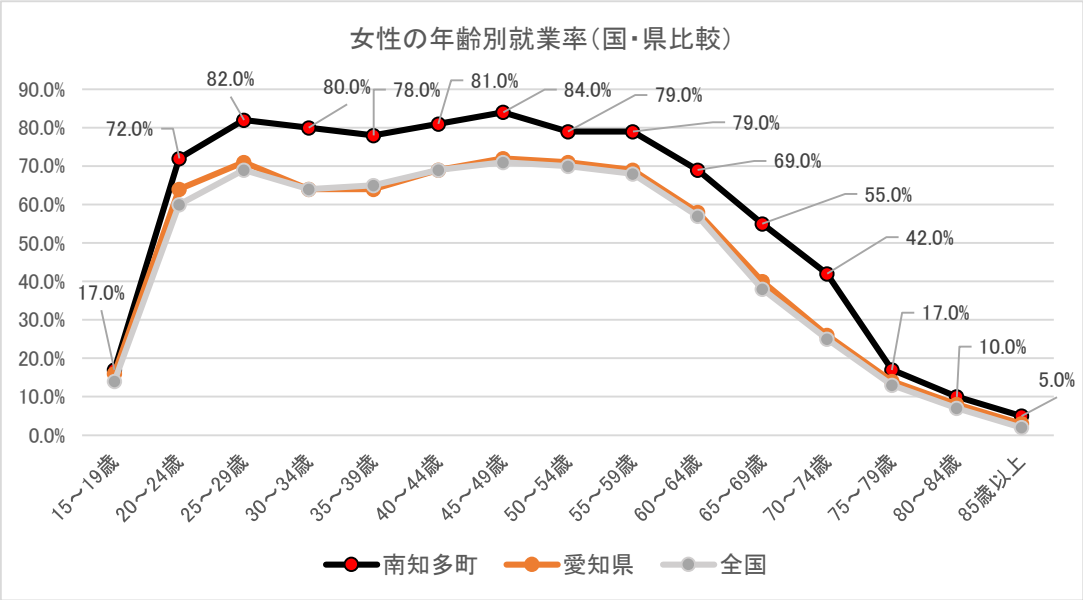

資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の令和２年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

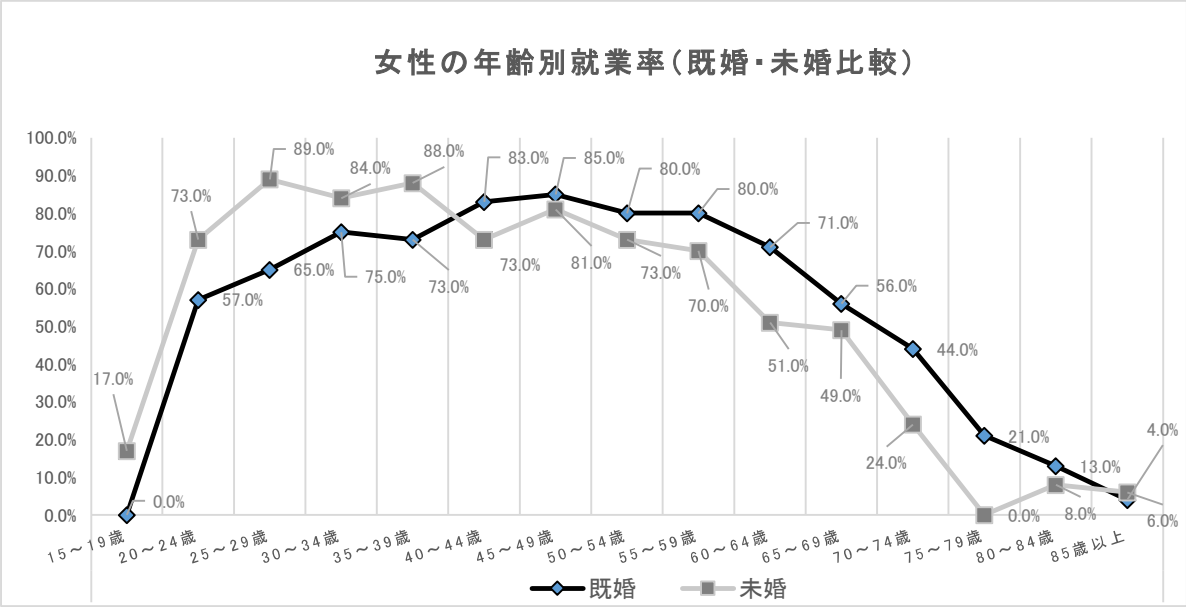

資料：国勢調査（令和2年）

（６）教育・保育サービス等の状況 ・・・・・・・

① 保育所の状況

本町の保育所の状況をみると、定員数・箇所数は同数で推移し、利用児童数は減少しています。令和５年で定員数５００人に対し、利用児童数は２５２人となっています。

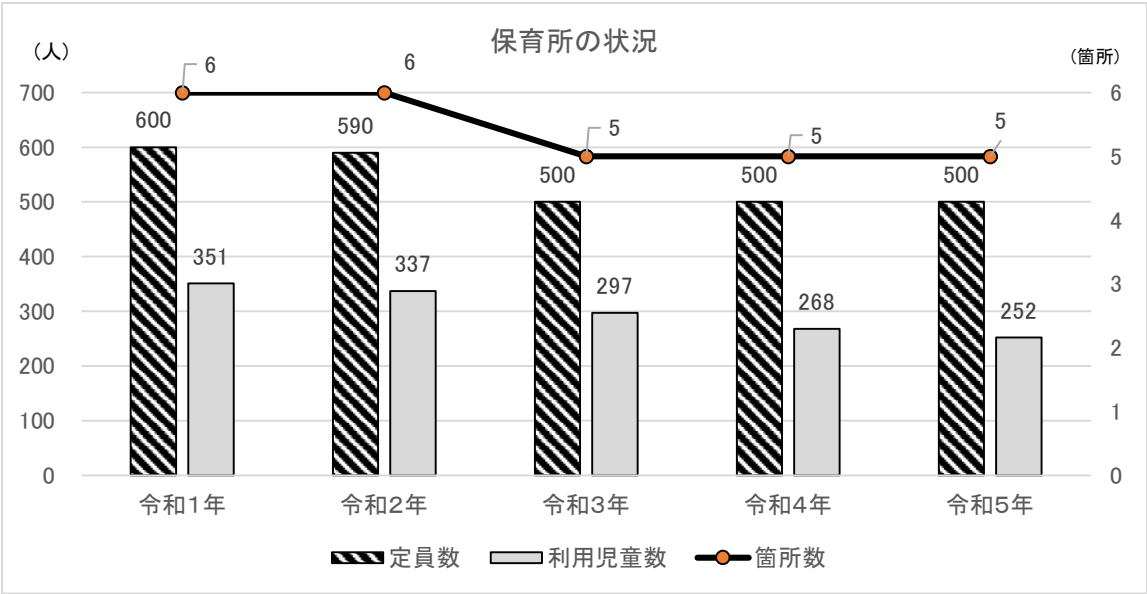

資料：町の統計（各年4月1日現在）

② 認定こども園の状況

町内には認定こども園※がありません。令和６年４月１日現在、町内在住児童が町外の認定こども園には、通園していません。

（７）放課後児童クラブの状況 ・・・・・・・

① 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数は増加しています。箇所数は平成28年以降２箇所で推移しています。利用児童数は、令和５年で４４人となっています。

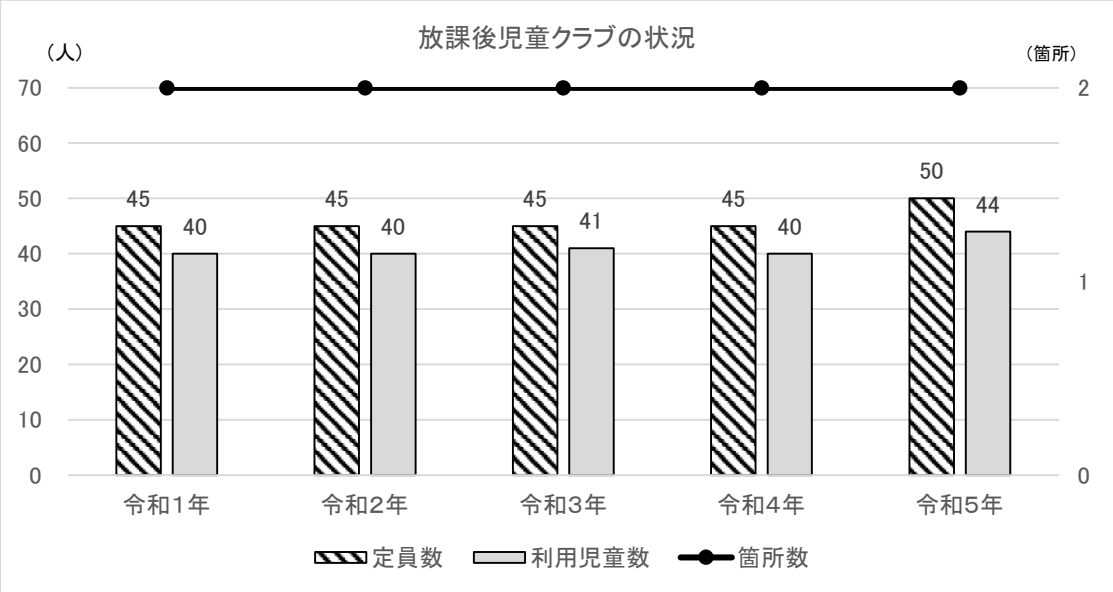

資料：町の統計

（８）その他の状況 ・・・・・・・

① 児童扶養手当受給者数の推移

本町の児童扶養手当受給者数は年々減少しており、令和５年で受給者数が８５人となっています。

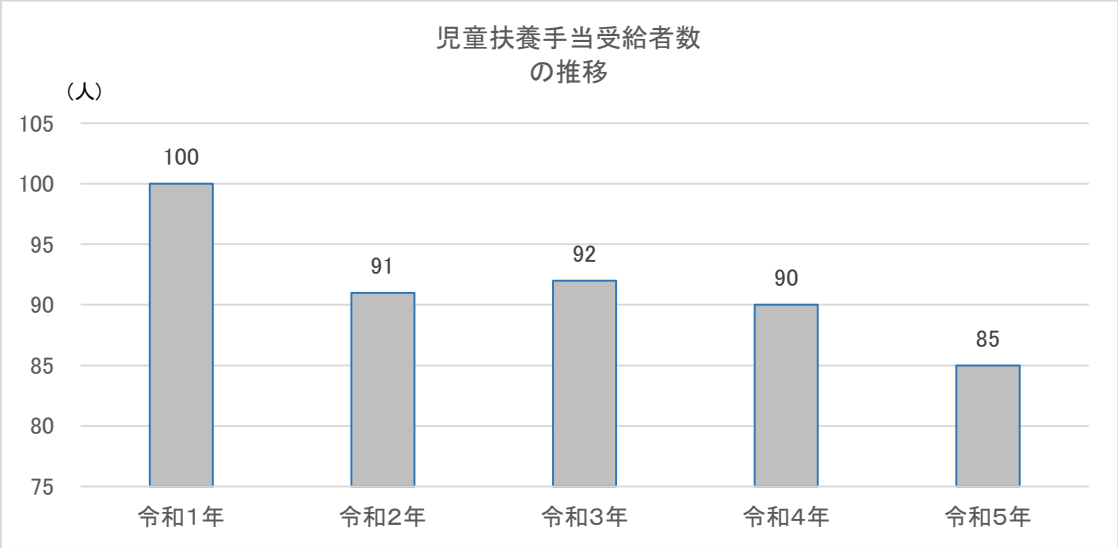

資料：町の統計（各年４月１日現在）

児童扶養手当…ひとり親や父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために国から支給される手当。

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本町の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々増加しており、令和５年で認定者数が７０人、認定率が11.8%となっています。

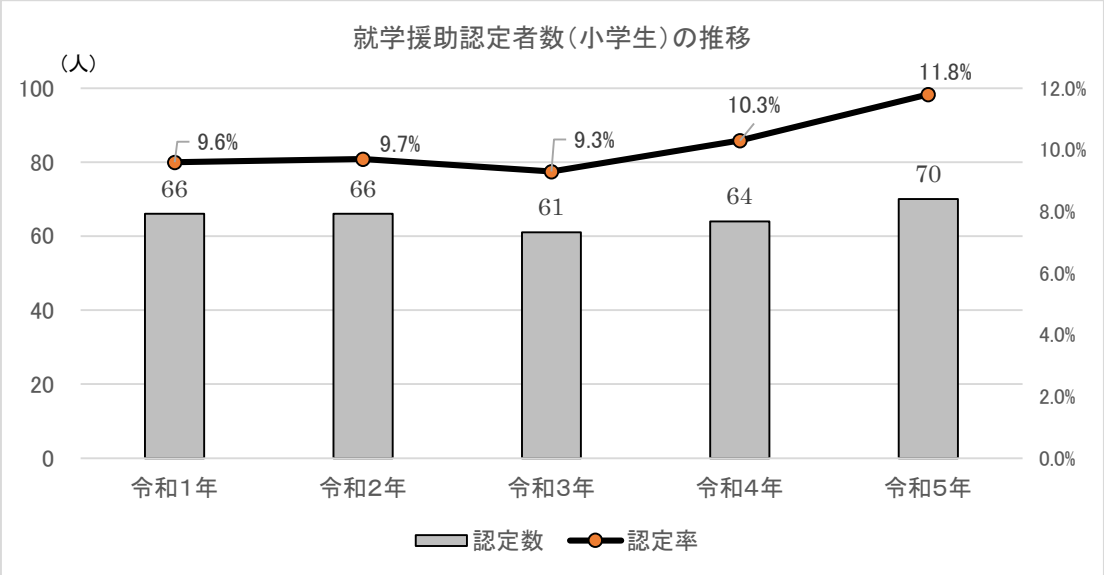

資料：町の統計

就学援助…経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対して、町が行う就学に要する諸経費の援助。

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本町の中学生における就学援助認定者数は増加傾向にあり、令和５年で認定者数が５７人、認定率が16.4%となっています。

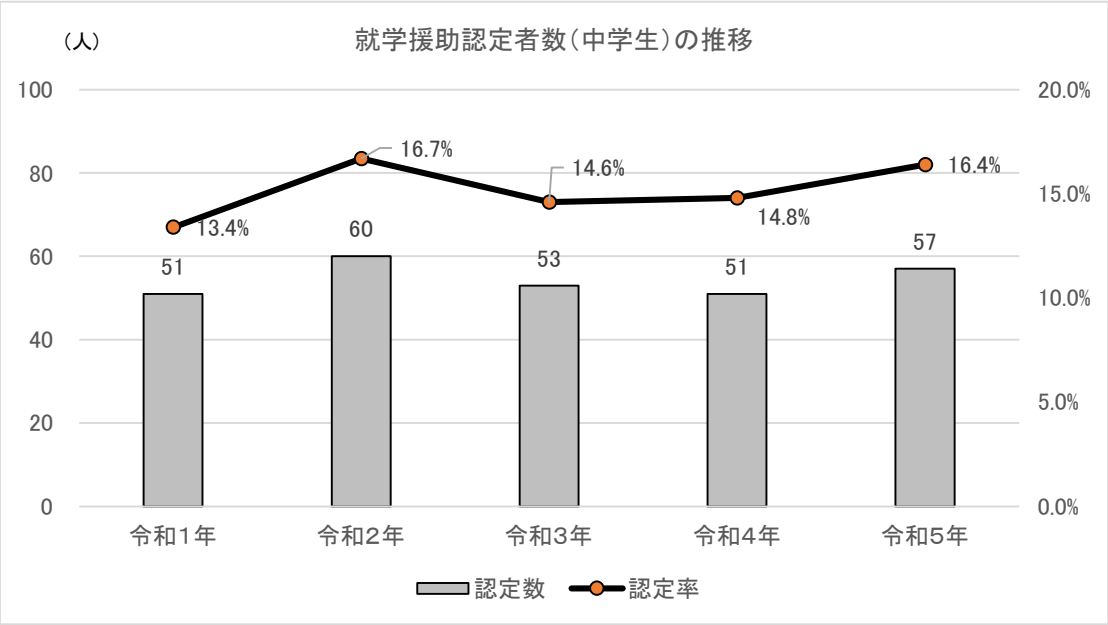

資料：町の統計

④ 要保護児童・生徒数（虐待児童・生徒管理登録数）の推移

本町の要保護児童数・生徒数は、児童数が令和３年より減少傾向であります。生徒数は、増加傾向にあり、令和５年で要保護児童数が５人、生徒数が４人となっています。

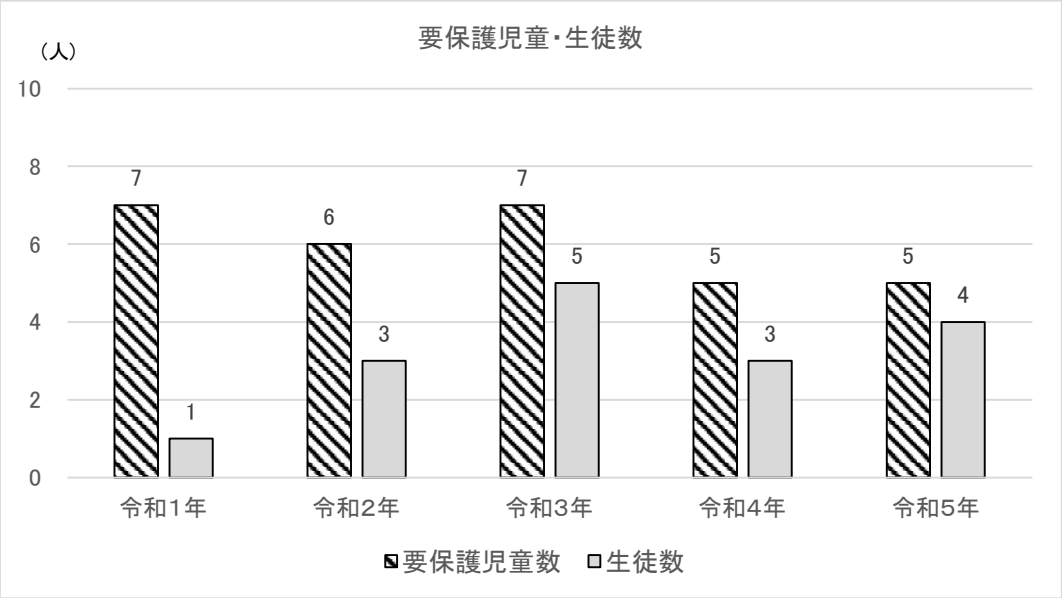

資料：町の統計

要保護児童･･･保護者がいない、または保護者に監督・保護させておくことが不適当だと認められる１８歳未満の子ども。

⑤ いじめ認知件数の推移

本町のいじめ認知件数は増減しながら推移しており、令和５年で９４件となっています。

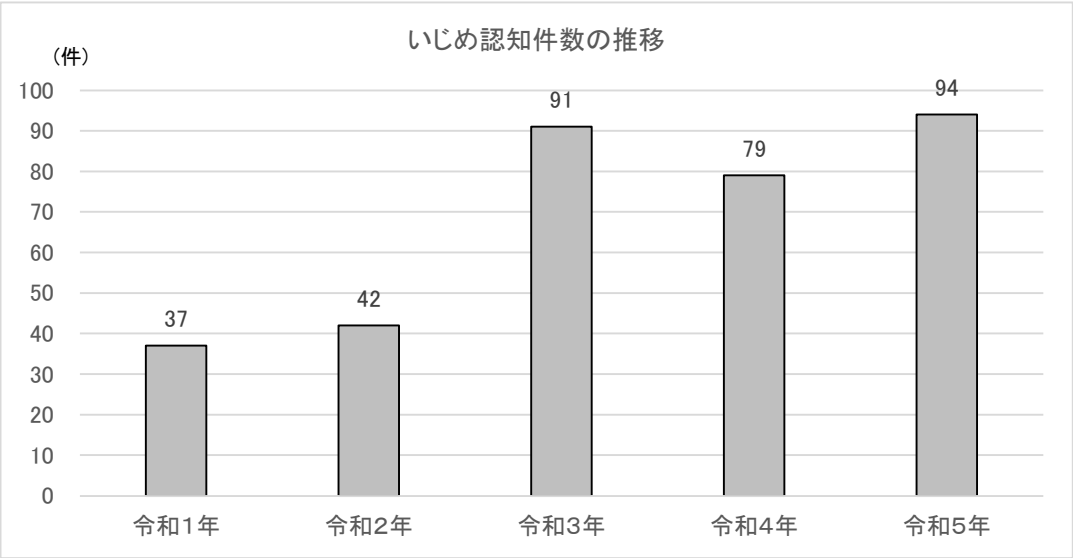

資料：町の統計

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本町の不登校児童・生徒数は、令和５年で小学生が25人、中学生は35人と増加傾向にあります。

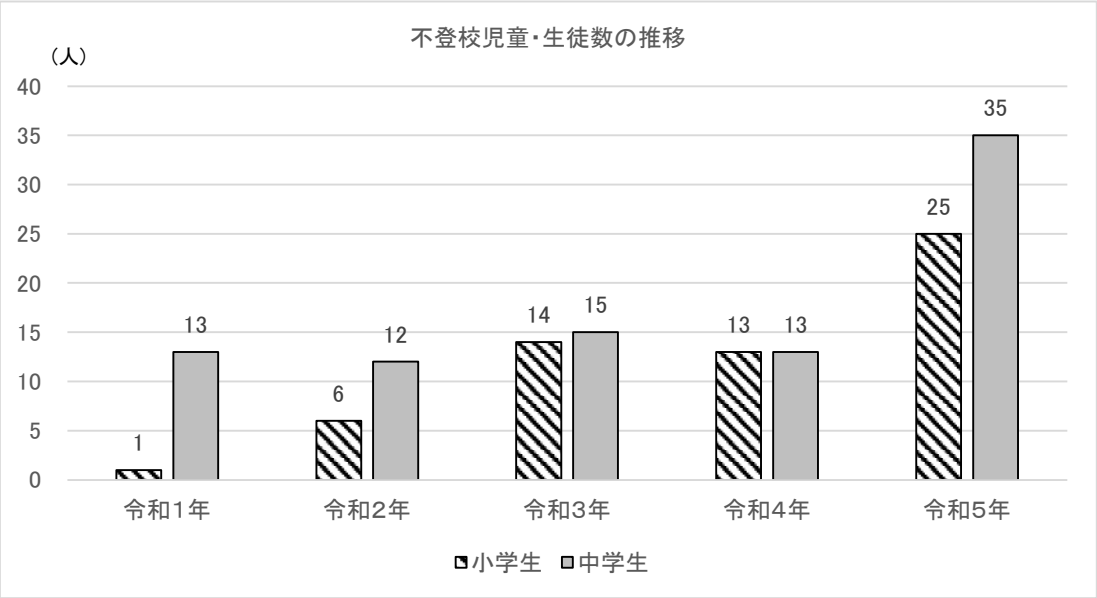

資料：町の統計

2 アンケート調査結果からみえる現状

（１）子どもと家族の状況について ・・・・・・・

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 57.2%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 49.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が 13.7%となっています。

前回調査と比較して、大きな変化はみられません。

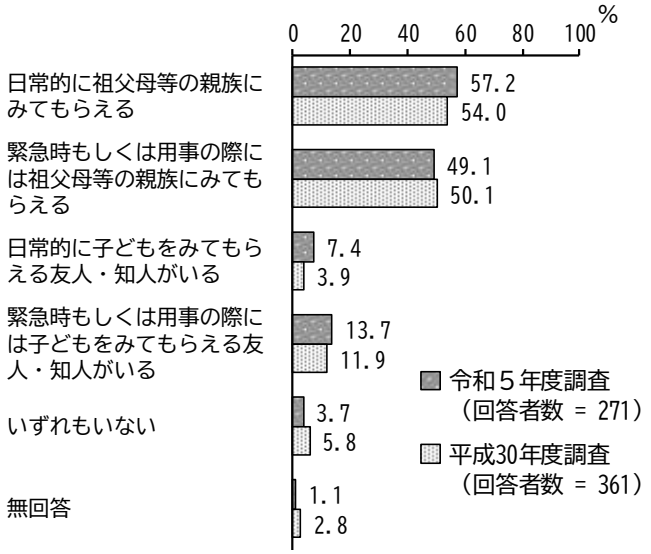

② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 45.9%と最も高く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 21.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 19.6%となっています。

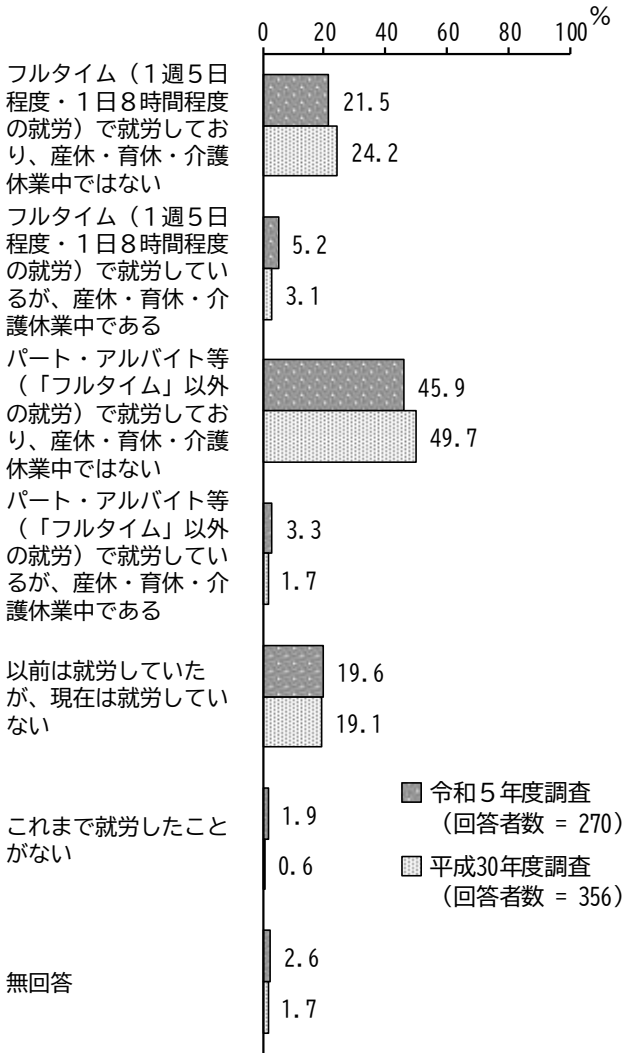

③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労を続けることを希望」の割合が57.1％と最も高く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が21.1％となっています。

前回調査と比較して、大きな変化はみられません。

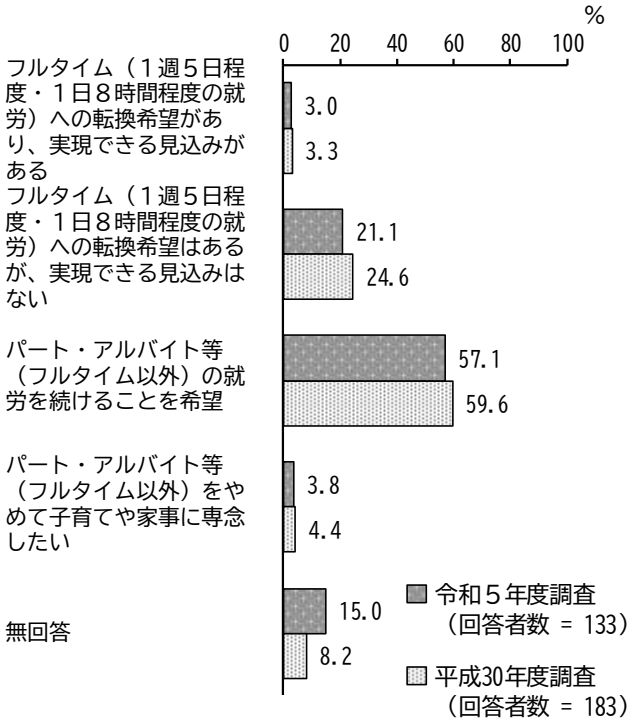

④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「１年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」の割合が65.5％と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」の割合が 20.7％、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が13.8％となっています。

前回調査と比較して、「１年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」の割合が増加しています。

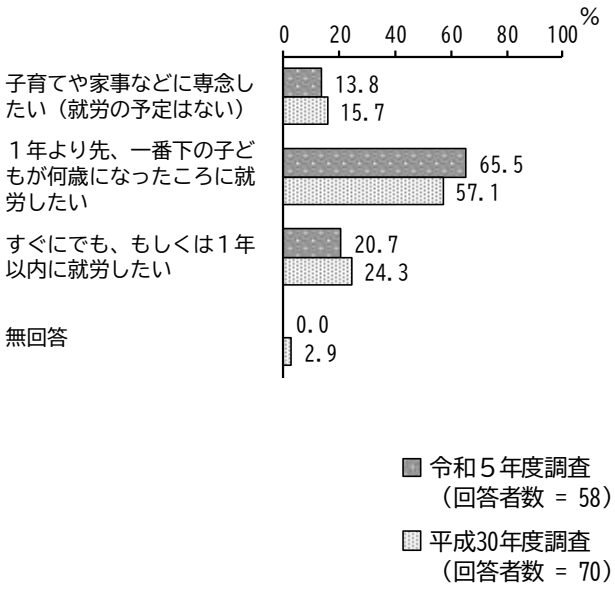

（２）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ・・・・・・・

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が 72.7%、「利用していない」の割合が 26.6%となっています。

前回調査と比較して、「利用していない」の割合が増加しています。一方、「利用している」の割合が減少しています。

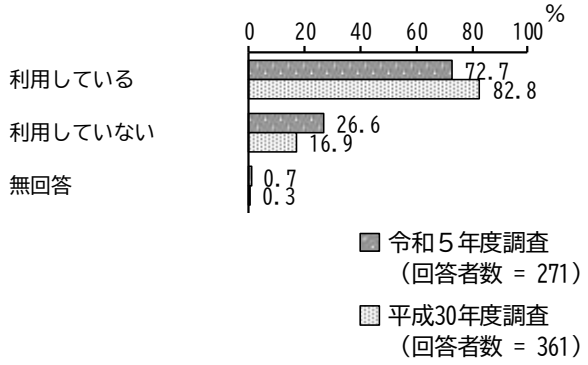

② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「保育所」の割合が 99.0%と最も高くなっています。

前回調査と比較して、大きな変化はみられません。

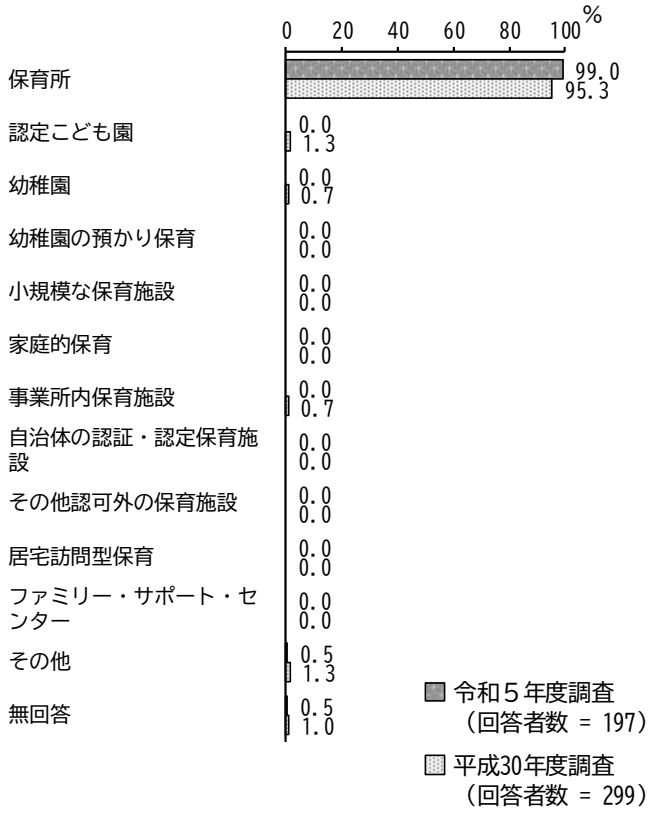

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「保育所」の割合が93.7%と最も高くなっています。

前回調査と比較して、「ファミリー・サポート・センター※」の割合が減少しています。

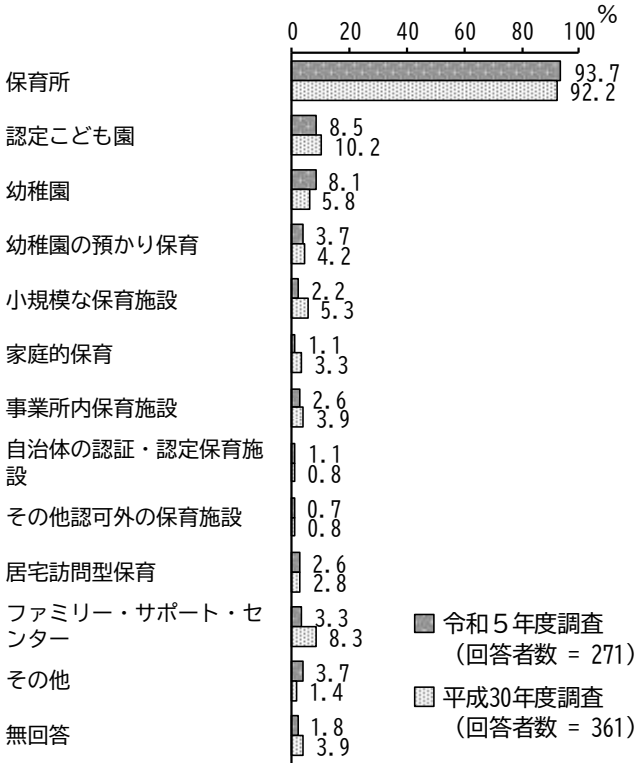

【子どもの年齢別】

子どもの年齢別にみると、大きな差はみられません。

単位：%

区分	回答者数（件）	保育所	認定こども園	幼稚園	幼稚園の預かり保育	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
全　体	271	93.7	8.5	8.1	3.7	2.2	1.1	2.6	1.1	0.7	2.6	3.3	3.7	1.8
０歳	43	88.4	4.7	16.3	7.0	2.3	2.3	2.3	4.7	－	4.7	7.0	2.3	－
１歳	26	88.5	19.2	11.5	7.7	－	－	3.8	3.8	－	7.7	－	3.8	3.8
２歳	33	93.9	3.0	6.1	－	－	－	－	－	－	－	3.0	6.1	3.0
３歳	50	96.0	6.0	4.0	2.0	6.0	4.0	4.0	－	4.0	2.0	－	－	－
４歳	45	97.8	6.7	6.7	2.2	－	－	－	－	－	2.2	6.7	4.4	－
５歳	56	98.2	12.5	8.9	3.6	1.8	－	5.4	－	－	1.8	1.8	5.4	1.8

（３）地域の子育て支援事業の利用状況について ・・・・・・・

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が80.1％と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」の割合が 16.2％となっています。

前回調査と比較して、大きな変化はみられません。

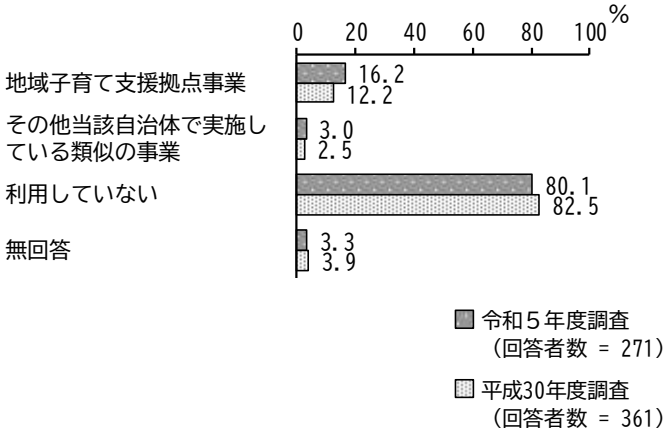

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が63.8％と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.2％となっています。

前回調査と比較して、大きな変化はみられません。

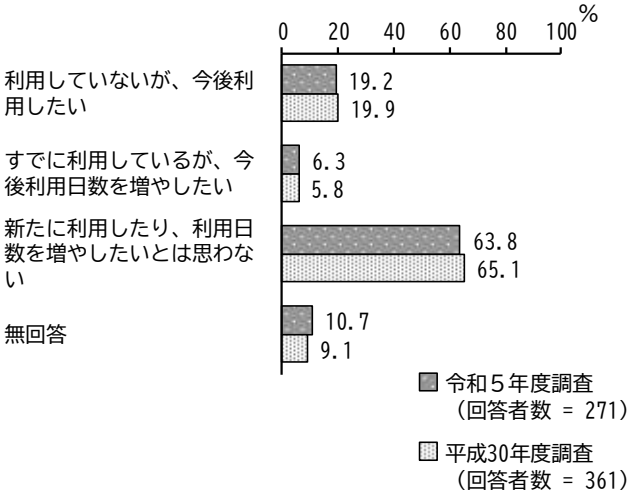

（４）病気等の際の対応について ・・・・・・・

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が 76.6％、「なかった」の割合が 21.8％となっています。

前回調査と比較して、「なかった」の割合が減少しています。

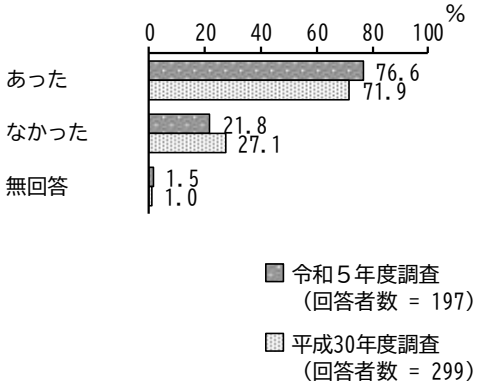

② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 80.1%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 25.8%、「父親が休んだ」の割合が 19.9%となっています。

前回調査と比較して、「父親が休んだ」の割合が増加しています。

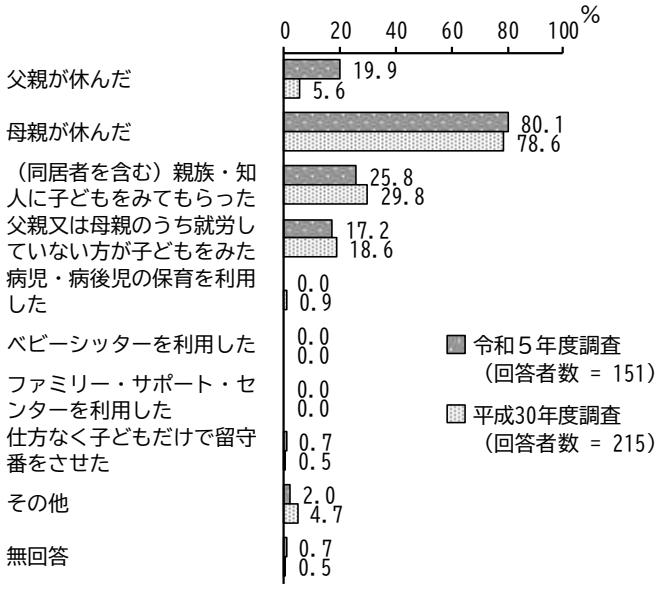

（５）一時預かり等の利用状況について ・・・・・・・

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が96.3%と最も高くなっています。

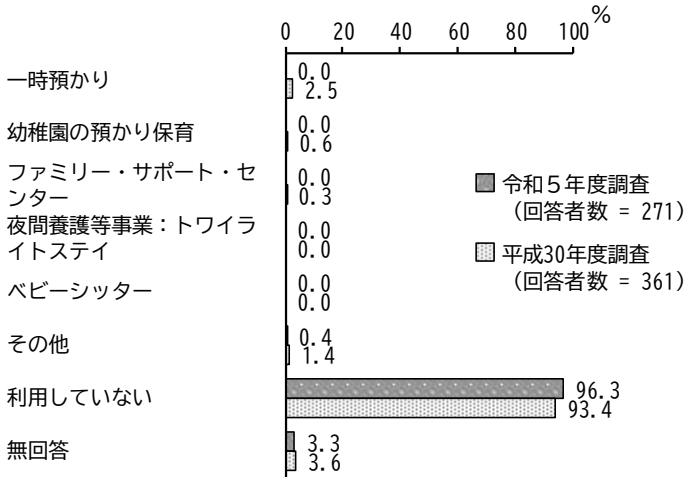

② 利用していない理由

「特に利用する必要がない」の割合が 78.2%と最も高く、次いで「利用したい事業が地域にない」「事業の利用方法（手続き等）がわからない」の割合がそれぞれ 10.7%となっています。

前回調査と比較して、「特に利用する必要がない」の割合が増加しています。一方、「利用したい事業が地域にない」の割合が減少しています。

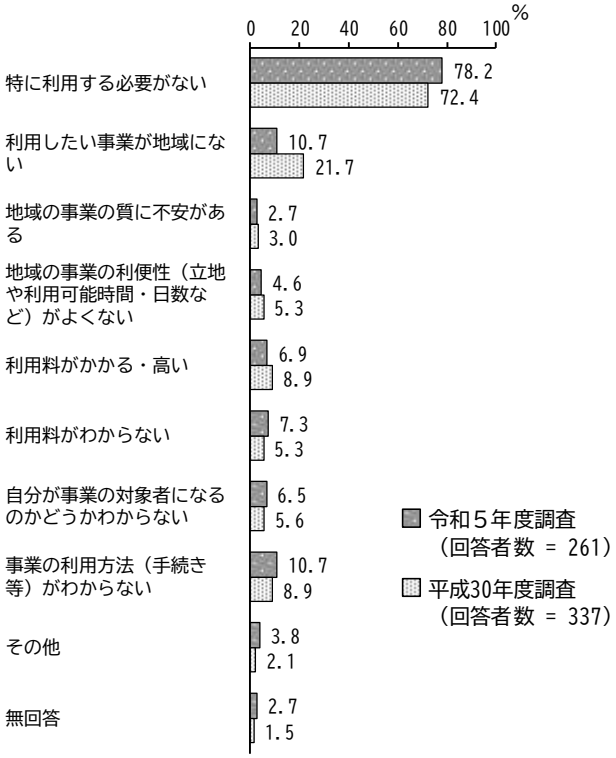

（６）小学校就学後の過ごさせ方について ・・・・・・・

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 66.1％と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 50.0％、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 32.1％となっています。

前回調査と比較して、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」の割合が減少しています。

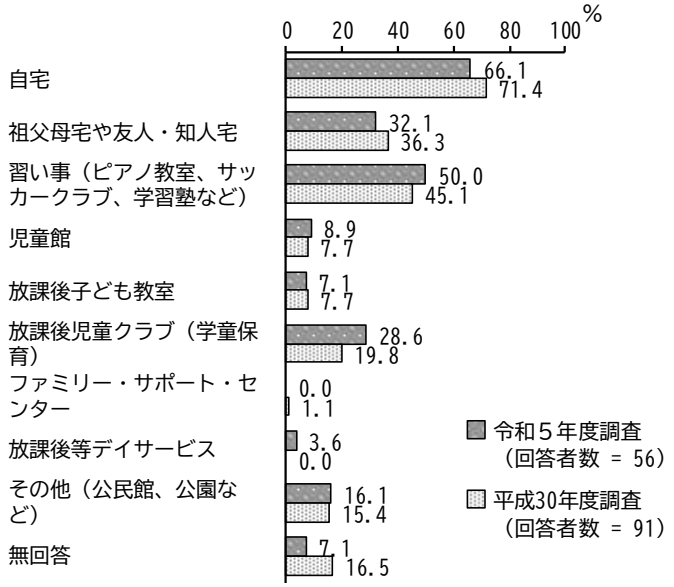

② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 69.6％と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 50.0％、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 35.7％となっています。

前回調査と比較して、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

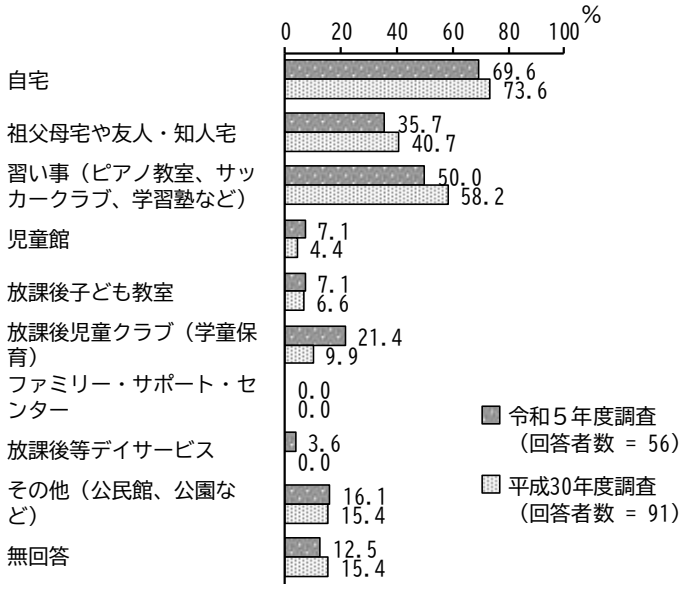

③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 69.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 45.0%、「その他（公民館、公園など）」の割合が 26.1%となっています。

前回調査と比較して、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が減少しています。

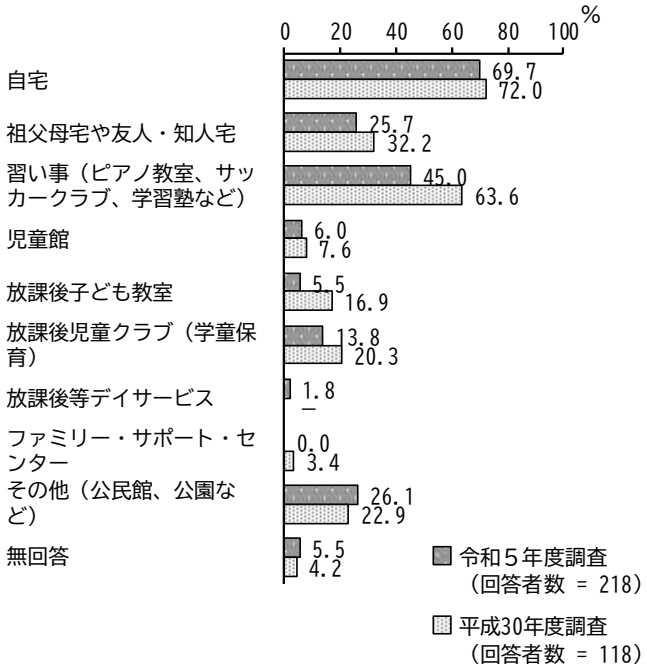

④ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 83.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 54.2%、「その他（公民館、公園など）」の割合が 27.1%となっています。

前回調査と比較して、「自宅」「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「児童館」「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が減少しています。

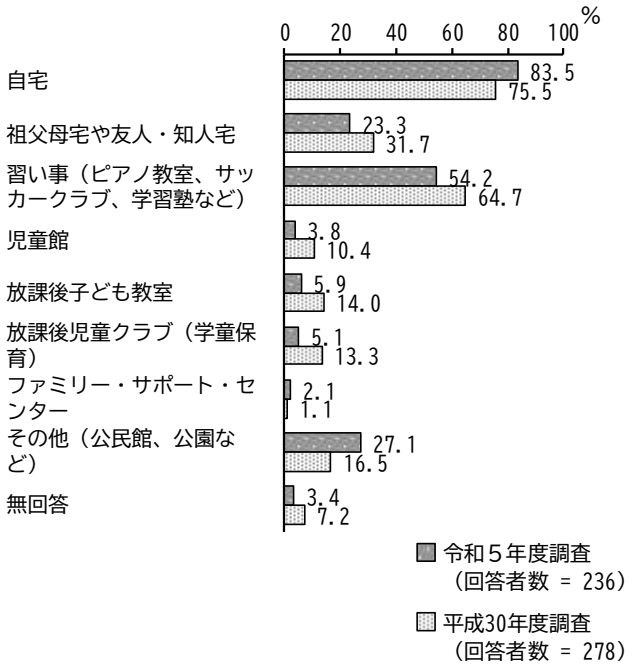

（７）育児休業制度の利用状況について ・・・・・・・

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が46.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 29.2%、「取得していない」の割合が 21.8%となっています。

前回調査と比較して、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

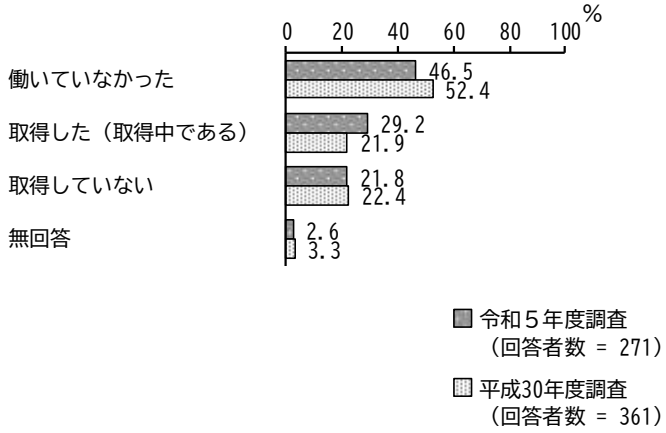

② 父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が81.5%と最も高くなっています。

前回調査と比較して、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

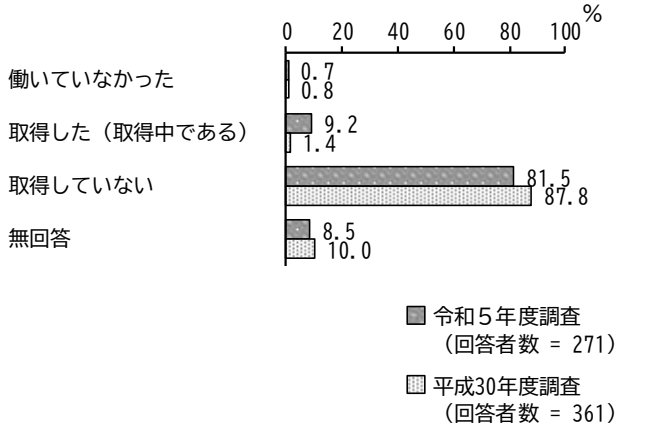

（８）子育て全般について ・・・・・・・

① 子育てについて、地域に求めること

「子ども会やお祭りなど、子どもの参加できる活動や行事がほしい」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」の割合が 42.1%、「地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」の割合が24.7%となっています。

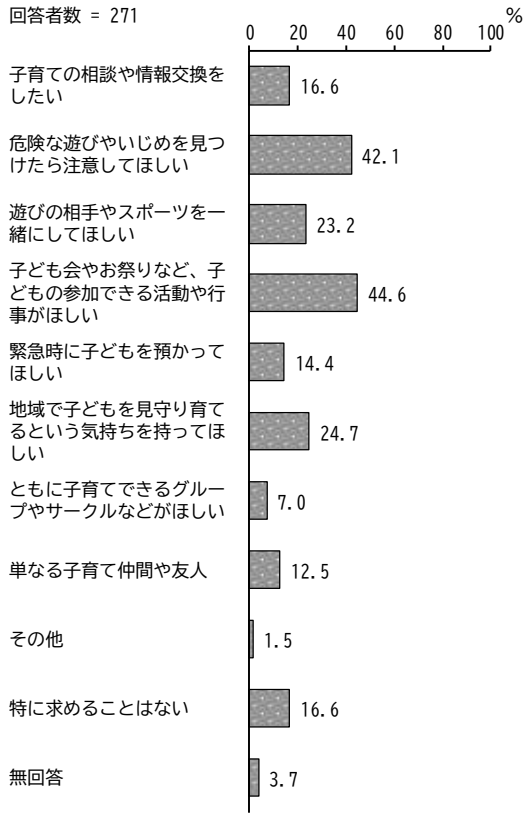

② 子育て世帯が増えて、子育てしやすくなると思う環境

「子どもたちが安心して遊べる場所が身近にある環境」の割合が 26.9%と最も高く、次いで「高校や大学などへの進学に係る費用の経済的支援が充実した環境」の割合が 23.6%、「児童手当などの経済的支援が充実した環境」の割合が 22.9%となっています。

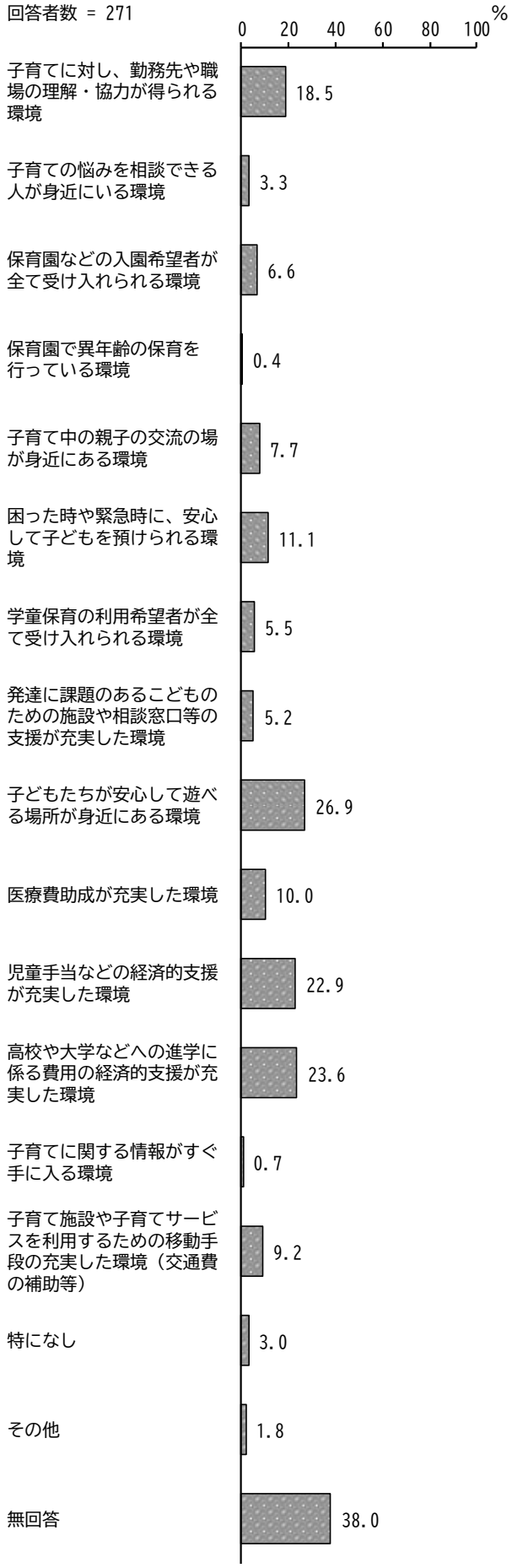

③ こんな場所があったらいいと思う場所

「自然の中で思い切り遊べる場所」の割合が 59.8%と最も高く、次いで「友達とたくさんおしゃべりができる場所」の割合が 42.1%、「野球やサッカーが思い切りできる場所」の割合が 41.3%となっています。

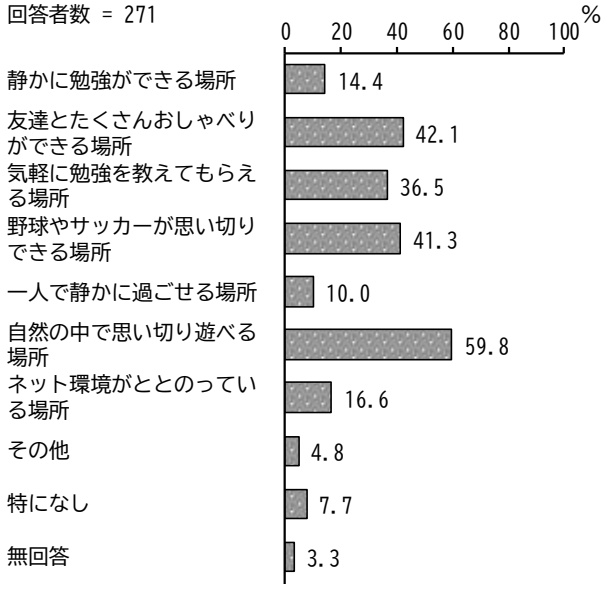

④ 町の子育て環境充実に必要があるもの

「医療施設」の割合が 66.8%と最も高く、次いで「運動施設」の割合が 55.7%、「学校施設」の割合が 52.0%となっています。

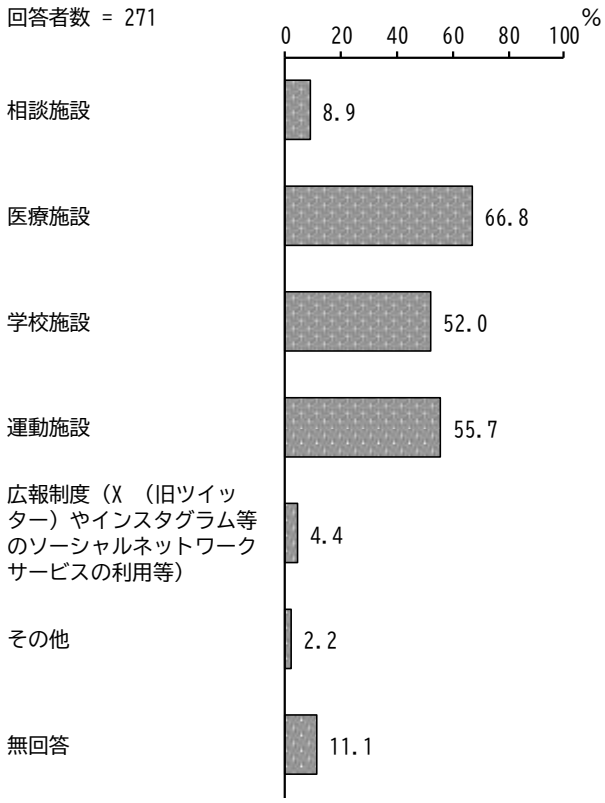

３　本町の子ども・子育て支援の現状のまとめ

（１）子どもの人口等の推移について ・・・・・・・

『子ども人口（０～１１歳）は減少しているが、子どものいる核家族世帯数は増加傾向』

○令和２年から令和６年３月末現在の年齢３区分別人口構成の推移をみると、年少人口（０～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）及び高齢者人口（65歳以上）の３区分すべてが減少しています。（住民基本台帳）

○令和２年から令和６年３月末現在の子ども人口の推移をみると、就学前児童（０～５歳）及び小学校児童（６～11歳）は減少しています。また、総人口に対する割合も低下しています。（住民基本台帳）

○平成22年から令和２年の18歳未満親族のいる世帯数の推移をみると減少していますが、18歳未満親族のいる核家族世帯の割合は増加しています。（国勢調査）

○平成27年から令和２年のひとり親世帯の推移をみると、18歳未満の子どものいる母子・父子世帯数ともに減少傾向にあります。（国勢調査）

（２）子育て家庭の状況について ・・・・・・・

『父母ともに日常的に子育てに関わっている方や親族の協力者は多い』

○就学前児童について、日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が72.0%と最も多く、父母ともに子育てしている環境です。（子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果）

○日頃の親族等の協力の状況では、就学前児童について「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」が約５割と半数以上の世帯では親族等の協力が得られる環境となっています。

小学生については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が約５割と半数以上となっていますが、「緊急時もしくは用事の際は祖父母等の親族にみてもらえる」また、「日常的、緊急的にみてもらえる友人の割合」が、平成30年度の調査から減少しております。（子ども・子育て支援に関する調査結果 ）

（３）母親の就労状況について ・・・・・・・

『母親で就労している（産休・育休・介護休業中ではない）方は、就学前保護者で約７割、小学生保護者約９割』

○就労している（産休・育休・介護休業中ではない）母親は、就学前児童で約７割、小学生では約９割となっており、就労している方の約７割が、週の就労日数が４～５日となっています。また、現在就労していない母親の今後の就労希望者は約８割で、平成３０年度調査と比べて大きな変化はみられません。（子ども・子育て支援に関する調査結果 ）

（４）教育・保育事業の利用状況について ・・・・・・・

『就学前児童が教育・保育事業において利用を希望する事業は「保育所」が９割以上』

○平日の定期的な教育・保育事業について、就学前児童で「利用している」方は全体の７２.７％で、平成３０年度調査と比べて10ポイントの減少となっています。また、利用している事業は「保育所」が９９.０％で、平成３０年度調査と比べて４ポイントの増加となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○平日の定期的な教育・保育事業について、利用を希望する事業としては、「保育所」が９３.７％と平成３０年度調査と大きな変化はみられません。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（５）地域の子育て支援事業について ・・・・・・・

『病気の際の対応で、定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことが「あった」方のうち、「母親が休んだ」が就学前児童の約８割、小学生の約７割』

○就学前児童で地域子育て支援拠点事業を利用していない方は約８割となっており、平成３０年度調査と大きな変化はみられません。（子ども・子育て支援に関する調査結果 ）

○就学前児童の休日の教育・保育事業の利用意向は、土曜日の利用では「利用する必要がない」が７割半、「ほぼ毎週利用したい」「月に１～２回は利用したい」を合わせた割合が約２割半となります。また、日曜日の利用でも「利用する必要がない」が８割、「ほぼ毎週利用したい」「月に１～２回は利用したい」を合わせた割合が約１割半となります。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○病気の際の対応では、平日病気やケガにより定期的な教育・保育の事業を利用できなかったことが「あった」方は就学前児童、小学生ともに約８割であり、対処方法で多いのは、「母親が休んだ」が就学前児童で約8割、小学生で約７割となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○放課後を過ごしている場所・放課後を過ごさせたい場所ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

○放課後児童クラブ（学童保育）を利用希望したいと回答した方のうち、土曜日の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」をあわせると、就学前児童約１割、小学生が約３割半、長期休暇中の利用希望では８割以上となっており、長期休暇中の利用希望者が多くいることが分かります。（子ども・子育て支援に関する調査結果 ）

○子育てをするにあたって、地域に求めることは、就学前児童では、「子ども会やお祭りなど、子どもの参加できる活動や行動がほしい」が４４.6%、続いて「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が４２.1%、「地域で子どもを見守り育てるという気持ちを持ってほしい」が２４．７%と高くなっています。

また、小学生では、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が48.3%、続いて、「子ども会やお祭りなど、子どもの参加できる活動や行動がほしい」が31.3%と高くなっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

（６）育児休業制度の利用状況 ・・・・・・・

『育児休業制度を取得していない就学前児童の母親のうち、取得していない理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が37.3%』

○就学前児童で育児休業を取得した母親は２９.２%、取得していない母親は２１.８%、働いていなかったが４６．５%となっています。取得していない母親の理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が３７.3%、「職場に育児休業の制度がなかった」が１１.９%となっています。（子ども・子育て支援に関する調査結果）

4　第２期計画の事業の進捗評価

評価について・・Ｎ：令和２年度の計画策定以降の新規事業　Ａ：計画どおり事業を実施できた
Ｂ：ほぼ計画どおり事業を実施できた　Ｃ：事業を実施できなかった　Ｄ：事業を廃止した

（１）子育て支援サービスの充実・・・・・・・

事業名	取り組み	評価
保育所における通常保育事業	公立４保育所　私立１保育園 令和２年度末をもって師崎保育所が廃園。	A
保育所における延長保育事業	延長保育実施　内海・かるも・大井保育所の３施設で実施しています。	A
保育所における低年齢児保育事業	0 - 1 歳児保育は、内海、大井保育所の２施設で実施しています。	A
保育所における障がい児保育事業	全保育士対象の定期的な療育研修（年３回程度）、臨床心理士による保育所訪問でケース検討を実施しています。	A
一時預かり事業	子育てをしながら週２～３回働く保護者の方や、突然の病気、お年寄りの介護、冠婚葬祭、出産前後の期間など、断続的、一時的に保育が必要な保護者の方のために、保育所に入所していない就学前の児童を対象に実施。 実施施設は、内海保育所。また大井保育所については、定員に余裕がある場合のみ受入れしています。	A
保育所における地域の子育て支援事業	保育所の有する専門機能を活用し、ご家庭で子育てをされている保護者とそのお子さんを対象とした園庭解放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと保育所園児の交流の促進を図っています。	A
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように、令和４年度よりファミリー・サポート・センターを立ち上げました。子育て支援センターを事務局として準備を進め、令和４年 12 月から会員の登録、マッチング等の事業を開始しています。	N
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っています。施設は、「うみっこ放課後児童クラブ」「豊浜放課後児童クラブ」の２か所あります。	A
地域子育て支援拠点事業	現在、地域子育て支援拠点事業として、豊丘むくろじ会館へ移転した「おひさま」において、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施しています。 より多様化する地域の子育て支援に対応するため体制の強化を図り、地域での支援、また、利用者数や利用形態などを検討し、必要に応じて施設を整備します。	A

親子ふれあいひろば	保育所入所前の子どもとその保護者を対象に、年１２回（篠島、日間賀島は各３回)、親子ヨガ体操、砂浜遊び,みかん狩りなど親子のための楽しいイベントを行っています。	A
医療費助成	子ども医療費（出生から 18 歳到達の年度末まで)・ひとり親家庭等・障がい者医療費の助成を行っています。	A
中学３年・高校３年年齢相当者インフルエンザ予防接種	受験や就職といった人生の岐路に立つ親子の不安解消をはかるため、中学３年、高校３年年齢相当者を対象としたインフルエンザ予防接種を町内医療機関において無料で実施しています。	N
子育て支援金支給事業	次代を担う子どもの誕生を祝うとともに、町民の子育てを支援し活力ある町づくりを図るため、第３子以降出生児に祝い金を支給しています。	A
出産・子育て応援交付金交付事業（伴走型相談支援事業）	全ての妊婦・子育て家庭を支援するため、妊娠から出産・子育てにおける相談事業を行い、妊娠届出時に出産応援ギフト（給付金）を、出生届出後に子育て応援ギフト（給付金）を支給しています。	N
おうちで子育て応援金	保育所等に入所していない生後 11 か月から３歳の誕生日までのお子さんを在宅で育児をされている世帯に対して、親子のふれあいを多くもってもらう目的で給付金を支給しています。	N
小中学校入学お祝い金	新入学準備品等を購入する際の経済的負担を軽減し、子育て支援及びお子様の健やかな成長を願いお祝い金を支給します。	N
保育所及び子育て支援センターLINE 公式アカウントによる情報配信	保育所や子育て支援センターへの出欠連絡や行事案内、園だよりなど保育活動等の情報を保護者に配信していきます。	N

（２）母と子の健康の保持・増進 ・・・・・・・

事業名	取り組み	評価
母子健康手帳の交付と妊婦健康相談	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊婦の健康相談も行っています。 また、利用できる保健サービス等について説明し、妊婦の不安や要望に耳を傾け、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する機会としても活用しています。	A
母子手帳アプリ「みなぴよ」の配信サービス	このアプリは、電子ならではの便利な機能を使って紙の母子健康手帳を補完するものです。お子さまの成長記録や予防接種の日程管理、町の育児情報などこれからの子育てに役立つ機能がたくさん入っています。	N
妊婦・産婦・乳児健康診査	妊婦・産婦・乳児を対象に医療機関における個別健康診査を実施しています。平成 30 年度より新生児聴覚検査の補助を開始しました。 令和３年度より産婦健康診査を２回に拡充。令和５年度より多胎妊婦へ健康診査を５回追加しました。	A
３か月児乳児健康診査	３～４か月児を対象に健康診査を実施しています。	A
１歳６か月児健康診査	１歳６か月を対象に健康診査を実施しています。	A
３歳児健康診査	３歳児を対象に健康診査を実施しています。	A
こんにちはあかちゃん訪問	新生児（乳児）の家庭を保健師が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行っています。	A
パパママセミナー	１日コース、年３回実施。子育て支援センターの見学等も含めるなど連携強化に努めました。 令和５年に配偶者、パートナーの参加を促すため、内容を見直し、名称を「マタニティーセミナー」から「パパママセミナー」に変更しました。	A
１歳６か月児健康診査事後指導教室（いちごの会）	育児支援が必要と思われる幼児とその保護者を対象に自由遊びや課題遊び・相談支援を行っています。	A
フッ素塗布	２歳、２歳６か月児を対象に歯科検診、フッ素塗布、歯磨き指導を実施しています。	A
妊婦無料検診	母子健康手帳の交付時に無料の歯科検診受診券を交付しています。	A
こどもすくすく相談 こども栄養相談	保健師等が子育てに関する育児相談、栄養相談を行っています。	A
フッ化物洗口	公立保育所において保育園児（５歳児）を対象にフッ化物洗口を行っています。	A
不妊治療費助成	不妊治療を受けた方に対し治療費の一部を助成しています。	A

妊産婦医療費助成	令和６年度より安心して子どもを産み育てることができるよう、医療費の自己負担額を助成しています。	N
思春期教育（性感染症の予防）	小・中学生を対象に性に関する指導等の教育を実施しています。	A
母子健康教育	子育て支援サービスの行事や健診の機会、小中学校などで健康の保持・増進のための講話や指導を行っています。	A
思春期教育（薬物乱用防止）	小・中学生に対して禁煙防止、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓蒙を行っています。	A
すこやかサロン	６～７か月児と保護者のための仲間づくりや育児の悩みなどを相談できる機会を設けています。	A
バースデイ訪問	１歳を迎える子どもの家庭を訪問します。	A
すこやかオンライン相談	妊娠中の悩みや育児・子どもの健康について、スマートフォン等を利用して小児科・産婦人科・助産師へオンラインで相談できます。	N
産後ケア事業	出産後１年までの母子の体と心のケア、子育てのサポートを行っています。	N
プレママ応援電話	出産を控えた妊婦の不安や困りごとの有無の確認及び出産・育児に向けての支援を行っています。	N

（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 ・・

事業名	取り組み	評価
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	仕事と家庭を両立することができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会の実現として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、職場の働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備等の働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。	B
働きやすい職場環境の整備	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。	B
県民の日学校ホリデー	令和５年から 11 月 27 日が「あいち県民の日」となり、これを契機に家族と子どもが一緒に過ごすことができる環境づくりのため、町内の小中学校において、この日の前後に学校休業日を決定しています。	N
ラーケーションの日	愛知県では、ワーク・ライフ・バランスの充実と、家庭での主体的な学び・体験を応援する「ラーケーションの日」を設定しました。町内の小中学校において、最大年間３日、保護者と一緒に学校外の活動や体験のため、平日に休むことができます。	N

（４）要保護児童等へのきめ細やかな対応 ・・・・・・・

事業名	取り組み	評価
南知多町こども家庭センターの設置	令和６年度より南知多町こども家庭センター※を設置し、妊娠期から出産、子育て期までの相談体制を整備しました。	N
児童虐待防止対策の充実（発生予防、早期発見、早期対応等）	要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催（年６回）。必要に応じてケース会議や定期的な家庭訪問を実施しました。	B
児童虐待防止対策の充実（社会的養護施策との連携）	町広報紙に里親制度を掲載しました。	B
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立支援については、保育などの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針やこれに即して県が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策や経済的支援策などの総合的な自立支援を推進しました。	B
障がい児施策の充実等	障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見及び治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を実施しました。 具体的には、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障害、発達障害、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、巡回相談などを通じて保護者の育児不安の解消に努めました。 また、障がい者福祉計画等における各施策の円滑な連携により総合的な取り組みを推進し、障がいのために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図りました。	B

５　第３期計画策定に向けた課題

南知多町子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに南知多町の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

（１）前期計画の施策からみた課題と方向性 ・・・・・・・

「基本目標１　子育て支援サービスの充実」

〇女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境に対する対応が求められています。アンケート調査では、５年前と比べ、母親のフルタイム就労の割合は、育児休業中も加えると横ばいである。また、未就学児童をもつ母親の約８割はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の約２割はフルタイムへの転換希望があります。

今後は、子ども子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で、柔軟に保育所を利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を令和８年度から開始できるように、準備を進めていく必要があります。

○アンケート調査では、就学前児童保護者を対象に低学年での放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブを希望する」と回答した人が５年前に比べて8.8ポイント増加の２８．６％であった。また、小学生児童保護者を対象に夏休み等長期休み中の放課後児童クラブの利用について、「低学年の間は利用したい」と回答した人が21.9ポイント増加の２９，８％、高学年になっても利用した」と回答した人が４１．２ポイント増加の５７．４％で、ニーズを適切に把握して、子どもたちの安全・安心な居場所づくりの提供を検討していく必要があります。

「基本目標２　母と子の健康づくり」

○少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。こども家庭庁では、全国の市町村に「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を目指しています。アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもいない」が3.7%、子どもの子育てをするうえで、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が4.1％とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。

○妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。子育てが一段落ついた方を地域で子育ての担い手として活用し、身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。さらに、子育ての相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

「基本目標３　保育・教育の環境づくり」

○本町では、女性の就業率の上昇を背景に、３歳未満児の保育ニーズが増加しており、保育所の改修等の計画的に整備を実施してきました。アンケート調査では、「平日、定期的に利用したい教育・保育事業」として保育所を望む声が大きく、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は約８割となっているものの、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希

望の割合は約３割、未就労の母親の就労希望の割合は約８割となっています。今後、保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。

○幼児教育・保育無償化によるニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

「基本目標４　子育てと仕事が両立できる環境づくり」

○仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られています。男性の育児休業取得率は増加していますが、女性に比べると依然として低い割合となっています。アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は約２割となっていますが、父親の取得状況は約１割となっています。働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

「基本目標５　特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細やかな取り組みの推進」

○児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。アンケート調査では、就学前児童調査で、子育てに関して日常悩んでいること、または、気になることについて、「子どもを叱りすぎているような気がすること」の割合が２割半となっており、子育てへの不安を抱える保護者が多くいることがうかがえます。また、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいる姿がみてとれます。さらに子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

○保育所等における障がいのある子どもの受入れは年々増加しており、保育所等における支援の一層の充実が求められています。また、障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境

の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。アンケート調査から、子育てに関して日頃悩んでいること・気になることとして「病気や発育・発達に関すること」が就学前児童保護者で約３０％、小学生児童保護者で約２０％となっています。本町では令和６年３月に第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。今後も、発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を、関係機関と連携を図っていくことが必要です。また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

〇国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。アンケート調査では、子育て（教育を含む）に関する相談相手の有無については、「いない／ない」の割合が4.0％となっており、主な相談相手については「友人や知人」、「祖父母等の親族」の割合が高くなっています。支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

第３章　計画の基本理念、基本目標

1　基本理念

本町では、第１期計画以来、南知多町次世代育成支援行動計画の『みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔』を基本理念として継承し、みんなで子育てをしながら、子どもの幸せ、親の幸せ、地域の幸せを目指して、関連施策等の取り組みを進めてきました。

第３期となる本計画においても、これまで実施してきた各種施策をさらに推進するために、「みんなでかがやかそう　子どもの笑顔」の理念を引き継ぐとともに、計画の基本的な目標をさらに明確に反映し、これからの南知多町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

基　本　理　念

みんなで　かがやかそう　子どもの笑顔

２　基本目標

計画の基本理念に基づき、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや子育てに関する各分野の施策を推進していくため、次の５項目を基本目標として設定します。

（１）子育て支援サービスの充実 ・・・・・・・

令和６年４月に、児童福祉分野と母子保健分野の機能を併せ持ち、全ての妊産婦、子育て世代、子どもたちへの一体的な相談支援を行う組織として、「こども家庭センター」を健康こども課内に設置しました。「こども家庭センター」では、妊娠期、出産後、子育て期、学齢期、発達に心配があるお子さんや医療的ケアが必要なお子さんなど１８歳未満の子どもに関する様々な相談業務や支援の充実を図っていきます。

また、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援を推進します。

（２）母と子の健康づくり ・・・・・・・

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要であり、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できる取り組みを進めます。

また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

（３）保育・教育の環境づくり ・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

さらに、保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支

援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

（４）子育てと仕事が両立できる環境づくり ・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

（５）社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供 ・・・・・

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、近年問題視されている「ヤングケアラー問題」や「子どもの貧困」の解消に向け、関係機関との連携による迅速な現状把握と情報共有、子どもと保護者双方への適切な支援及びアプローチを行い、世帯全体を支援する環境づくりを行います。

3 施策の体系

［ 基本理念 ］　［ 基本目標 ］　［ 施策項目 ］　［ 事　業 ］

みんなで かがやかそう 子どもの笑顔

1 子育て支援サービスの充実

- 子育て支援サービスの充実
  - 【地域子ども・子育て支援事業】
    - ①放課後児童健全育成事業
    - ②子育て短期支援事業（ショートステイ）
    - ③地域子育て支援拠点事業
    - ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
    - ⑤利用者支援事業
    - ⑥妊産婦に対する健康診査
    - ⑦乳児家庭全戸訪問事業
    - ⑧養育支援訪問事業
    - ⑨乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
    - ⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業
    - ⑪多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

2 母と子の健康づくり

- 母と子の健康の保持・増進
  - 【母子健康推進に係る事業】
    - ①妊婦・乳幼児健康診査
    - ②育児等相談支援
    - ③産後ケア事業
  - 【子育て支援に係る事業】
    - ①産後の休業・育児休業後の施設等の円滑な利用の確保

3 保育・教育の環境づくり

- 1 教育・保育の一体的な提供の推進
- 2 保育所と小学校、中学校との連携の推進
  - 【教育・保育】
    - ①１号認定（認定こども園及び幼稚園）
    - ②２号認定（幼稚園）
    - ③２号認定（認定こども園及び保育所）
    - ④３号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）［０歳］
    - ⑤３号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）［１・２歳］
  - 【地域子ども・子育て支援事業】
    - ①時間外保育事業
    - ②一時預かり事業
    - ③病児・病後児保育事業
    - ④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

4 子育てと仕事が両立できる環境づくり

- 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
  - （1）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
  - （2）働きやすい職場環境の整備

5 社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供

- 要保護児童等へのきめ細やかな対応
  - （1）児童虐待防止対策の充実
  - （2）ひとり親家庭等の自立支援の推進
  - （3）障がい児施策の充実等
  - （4）子どもの貧困対策

第４章　施策の展開

基本目標１　子育て支援サービスの充実

基本施策（１）子育て支援サービスの充実 ・・・・・・・

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的としています。この目的を達成するために、子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業などを実施することとされています。

本町は、一人ひとりの子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域子ども・子育て支援事業を実施するとともに、その他の子ども・子育てを支援していきます。

少子高齢化にともなう核家族化の進展、また共働き家庭の増加を背景に、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図り、充実した子育て支援体制づくりに努めます。

特に低年齢児については、希望する保護者が産後の休業及び育児休業満了時等から円滑に利用できるよう、情報提供や相談体制を整えます。現状、保育人材の確保などの課題はありますが、今後も保育の質の向上、保育士の専門性の向上などに取り組みます。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費助成などを行うとともに、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
保育所における通常保育事業	保護者等の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に保育所において保育を実施しています。	健康こども課
一時預かり事業	子育てをしながら週２～３回働く保護者の方や、突然の病気、お年寄りの介護、冠婚葬祭、出産前後の期間など、断続的、一時的に保育が必要な保護者の方のために、保育所に入所していない就学前の児童を対象に実施しています。 実施施設は、内海保育所。また大井保育所については、定員に余裕がある場合のみ受入れしています。	健康こども課

事業名	事業概要	主担当課
保育所における障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児等の受入れを推進するとともに、適切な保育が行われるよう、保育に携わる保育士等の専門性の向上等を図ります。	健康こども課
保育所及び子育て支援センターLINE公式アカウントによる情報配信	保育所や支援センターへの出欠連絡や行事案内、園だよりなど保育活動等の情報を保護者に配信していきます。	健康こども課
保育所における地域の子育て支援事業	保育所の有する専門機能を活用し、家庭で子育てをしている保護者とそのお子さんを対象とした園庭解放による遊び場の確保、子育て相談、その他世代間交流、地域の子どもと保育所園児の交流の促進を図っています。	健康こども課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように、子育て支援センターを事務局として、令和４年12月から会員の登録、マッチング等の事業を開始しています。	健康こども課
放課後児童健全育成事業	「うみっこ児童クラブ」・「豊浜放課後児童クラブ」にて保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に安全・安心な居場所を提供しています。	健康こども課
地域子育て支援拠点事業	現在、地域子育て支援拠点事業として、豊丘むくろじ会館へ移転した子育て支援センター「おひさま」において、子育て相談や子育て活動・親子交流の場の提供などを実施しています。 より多様化する地域の子育て支援に対応するため、体制の強化を図り、地域での支援、また、利用者数や利用形態などを検討していきます。	健康こども課
医療費助成	子ども医療費（出生から18歳到達の年度末まで）・ひとり親家庭等・障がい者医療費の助成を行っています。	住　民　課
中学３年・高校３年年齢相当者インフルエンザ予防接種	受験や就職といった人生の岐路に立つ親子の不安解消をはかるため、中学３年、高校３年年齢相当者を対象としたインフルエンザ予防接種を町内医療機関において無料で実施しています。	健康こども課
出産・子育て応援交付金交付事業費（伴走型相談支援事業）	全ての妊婦・子育て家庭を支援するため、妊娠から出産・子育てにおける相談事業を行い、妊娠届出時に出産応援ギフト（給付金）を、出生届出後に子育て応援ギフト（給付金）を支給しています。	健康こども課
おうちで子育て応援金	保育所等に入所していない生後11か月から３歳の誕生日までのお子さんを在宅で育児をされている世帯に対して、親子のふれあいを多くもってもらう目的で給付金を支給しています。	健康こども課
子育て支援金支給事業	次代を担う子どもの誕生を祝うとともに、町民の子育てを支援し活力ある町づくりを図るため、第３子以降出生児に祝い金を支給しています。	健康こども課
小中学校入学お祝い金	新入学準備品等を購入する際の経済的負担を軽減し、子育て支援及びお子様の健やかな成長を願いお祝い金を支給します。	教　育　課
海っ子バス学生補助事業	若い方たちに海っ子バスに親しんでもらいたいとの思いから、町内在住の学生（高校生、大学生、専門学生など）には、海っ子バス定期券代を、小中学生には、運賃を全額補助します。	防災交通課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	０歳６か月から満３歳未満の保育所に通園していないこどもに対して、月一定時間内の範囲において通園ができる給付制度を令和８年度までに開始します。	健康こども課

基本目標２　母と子の健康づくり

基本施策（１）母と子の健康の保持・増進 ・・・・・・・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、様々な支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は、適切な支援につなげます。

また、食に関する情報提供や学習機会の充実を図り、適切な歯みがきの仕方やよく噛むことなど、歯と口腔の健康づくりの情報を周知し、むし歯・歯周病予防対策を進めていきます。フッ化物の応用によるむし歯予防対策を推進します。

さらに、思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発等に対する取り組みについては、学校教育の場以外においても、関係する機関の連携で実施する方法等について検討していきます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
母子健康手帳の交付と妊婦健康相談	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、妊婦の健康相談も行っています。 また、利用できる保健サービス等について説明し、妊婦の不安や要望に耳を傾け、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握する機会としても活用しています。	健康こども課
母子手帳アプリ「みなぴよ」の配信サービス	このアプリは、電子ならではの便利な機能を使って紙の母子健康手帳を補完するものです。お子さまの成長記録や予防接種の日程管理、町の育児情報などこれからの子育てに役立つ機能がたくさん入っていますので、多くの方が利用できるよう周知していきます。	健康こども課
妊婦・産婦・乳児健康診査	妊婦・産婦・乳児を対象に医療機関における個別健康診査を実施しています。	健康こども課
３か月児乳児健康診査	３～４か月児を対象に健康診査を実施しています。	健康こども課
１歳６か月児健康診査	１歳６か月児を対象に健康診査を実施しています。	健康こども課
３歳児健康診査	３歳児を対象に健康診査を実施しています。	健康こども課

事業名	事業概要	主担当課
こんにちはあかちゃん訪問	新生児（乳児）の家庭を保健師が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行っています。	健康こども課
パパママセミナー	妊娠中の食事、運動、生活や出産後の育児について指導を行っています。	健康こども課
１歳６か月児健康診査事後指導教室（いちごの会）	育児支援が必要と思われる幼児とその保護者を対象に自由遊びや課題遊び・相談支援を行っています。	健康こども課
フッ素塗布	２歳、２歳６か月児を対象に歯科検診、フッ素塗布、歯磨きを実施しています。	健康こども課
妊婦無料検診	母子健康手帳の交付時に無料の歯科検診受診券を交付しています。	健康こども課
こどもすくすく相談 こども栄養相談	保健師等が子育てに関する育児相談、栄養相談を行っています。	健康こども課
すこやかサロン	６～７か月児と保護者のための仲間づくりや育児の悩みなどを相談できる機会を設けています。	健康こども課
バースデイ訪問	１歳を迎える子どもの家庭を訪問します。	健康こども課
フッ化物洗口	公立の保育所において保育園児（５歳児）を対象にフッ化物洗口を行っています。	健康こども課
不妊治療費助成	不妊治療を受けた方に対し治療費の一部を助成しています。	住　民　課
妊産婦医療費助成	令和６年度より安心して子どもを産み育てることができるよう、医療費の自己負担額を助成しています。	住　民　課
思春期教育 （性感染症の予防）	小・中学生を対象に性に関する指導等の教育を実施しています。	教　育　課
思春期教育 （薬物乱用防止）	小・中学生に対して禁煙防止、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓蒙を行っています。	教　育　課
思春期教育 （性の多様性）	小・中学生に対して性の多様性に関する指導等の教育を実施しています。	教　育　課
母子健康教育	母子、児童、生徒等を対象に健康に関する知識の普及を図ります。	健康こども課
すこやかオンライン相談	妊娠中の悩みや育児・子どもの健康について、スマートフォン等を利用して小児科・産婦人科・助産師へオンラインで相談できます。	健康こども課
産後ケア事業	出産直後から３カ月ごろまでの母子の体と心のケア、子育てのサポートを行っています。	健康こども課
プレママ応援電話	出産を控えた妊婦の不安や困りごとの有無の確認及び出産・育児に向けての支援を行っています。	健康こども課

基本目標３　保育・教育の環境づくり

基本施策（１）教育・保育の一体的な提供の推進・・・・・・・

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む学校教育を含めた教育環境を整備するとともに、町の特徴を活かした教育を推進します。

多様化する幼児教育・保育のニーズに対し、少子化の影響もあり幼稚園や保育所といった既存の制度の枠組みだけでは、必ずしも柔軟な対応が困難な場合があります。

こうしたニーズに適切かつ柔軟に対応するため新たなサービス提供の枠組みを示す必要があり、地域の幼児教育・保育のニーズに対して、既存の幼稚園や保育所の機能の拡充、組合せ・連携の強化等により対応することとなります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
保育所における延長保育事業	様々な就労形態に対応するための保育を実施しています。	健康こども課
一時預かり事業	児童の保護者の就労、疾病等やリフレッシュが必要なときに利用できるよう、２つの保育所において一時預かり事業を実施しています。	健康こども課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[再掲]	仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように、子育て支援センターを事務局として、令和４年12月から会員の登録、マッチング等の事業を開始しています。	健康こども課

基本施策（２）保育所と小学校、中学校との連携の推進・・・・・・・

それぞれの学校段階の特質を踏まえつつ、幼児・児童・生徒がその間の段差を乗り越え、移行が円滑に行われるように接続を図ることが重要とされています。特に、幼稚園教育と小学校低学年段階の教育においては、幼稚園と小学校が連携し、幼児期にふさわしい主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、児童期にふさわしい学習等の指導への移行を円滑にし、一貫した流れを形成することが重要です。

多くの時間を過ごす教育・保育の場で、子どもの育ちを保障していくため、保育所・小学校・中学校が連携した質の高い教育（保育）の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

基本目標４　子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策（１）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携・・・・・・・

①　ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

②　働きやすい職場環境の整備

働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開や子どもたちが放課後を安心して過ごせる施策など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

基本目標５　社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援の提供

基本施策（１）要保護児童等へのきめ細やかな対応・・・・・・・

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難を伴う場合があることが指摘されています。

子どもに関わる様々な機関や地域が連携して子ども虐待の早期発見、早期対応に取り組み、また、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

1. 発生予防、早期発見、早期対応等

子どもが安心して生活できるよう、児童虐待（障がい児を含む）の防止に向けて、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進するとともに、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。

2. 社会的養護施策との連携

児童虐待や養育困難など、何らかの事情により家庭で生活できない子どもたちのために、県と連携して、社会的養護施策となる養育家庭（里親制度）の普及を図り、多くの人に知ってもらえるよう、広報活動を行っていきます。

② ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

③ 障がい児施策の充実等

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつわかりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

④ 子どもの貧困対策

生活困窮・養育困難な家庭に対する支援の充実に努めます。

第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

「南知多町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を１つの区域と定めており、本計画においても、この考えを踏襲し、町全域を１つの区域として実施していきます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

（１）「量の見込み」等を算出する項目 ・・・・・・・

下記の事業については、「量の見込み」の算出を行います。

【　教育・保育の量の見込み　】

	対象事業	（認定区分）		対象家庭
1	**教育標準時間認定**	幼稚園 認定こども園	１号認定※	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
2	**保育認定**	幼稚園	２号認定※	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭
3	**保育認定**	認定こども園 保育所 地域型保育	３号認定※	

【　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み　】

	対象事業	対象家庭
1	**時間外保育事業**（保育所延長保育）	ひとり親家庭、共働き家庭
2	**放課後児童健全育成事業**（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭、共働き家庭
3	**子育て短期支援事業**（ショートステイ）	すべての家庭
4	**地域子育て支援拠点事業**	すべての家庭
5	**一時預かり事業**（幼稚園）	専業主婦(夫)家庭
6	**一時預かり事業**（保育所等その他）	ひとり親家庭、共働き家庭
7	**病児保育事業、子育て援助活動支援事業※**	ひとり親家庭、共働き家庭
8	**ファミリー・サポート・センター事業**	すべての家庭
9	**利用者支援事業**	すべての家庭
10	**妊婦健康診査事業**	すべての妊婦
11	**乳児家庭全戸訪問事業**	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭
12	**養育支援訪問事業**	養育支援訪問事業を必要とする家庭
13	**妊婦等包括相談支援事業**	妊婦がいるすべての家庭
14	**乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**	０～２歳児をもつ家庭
15	**産後ケア事業**	すべての産婦

（２）推計の手順 ・・・・・・・

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

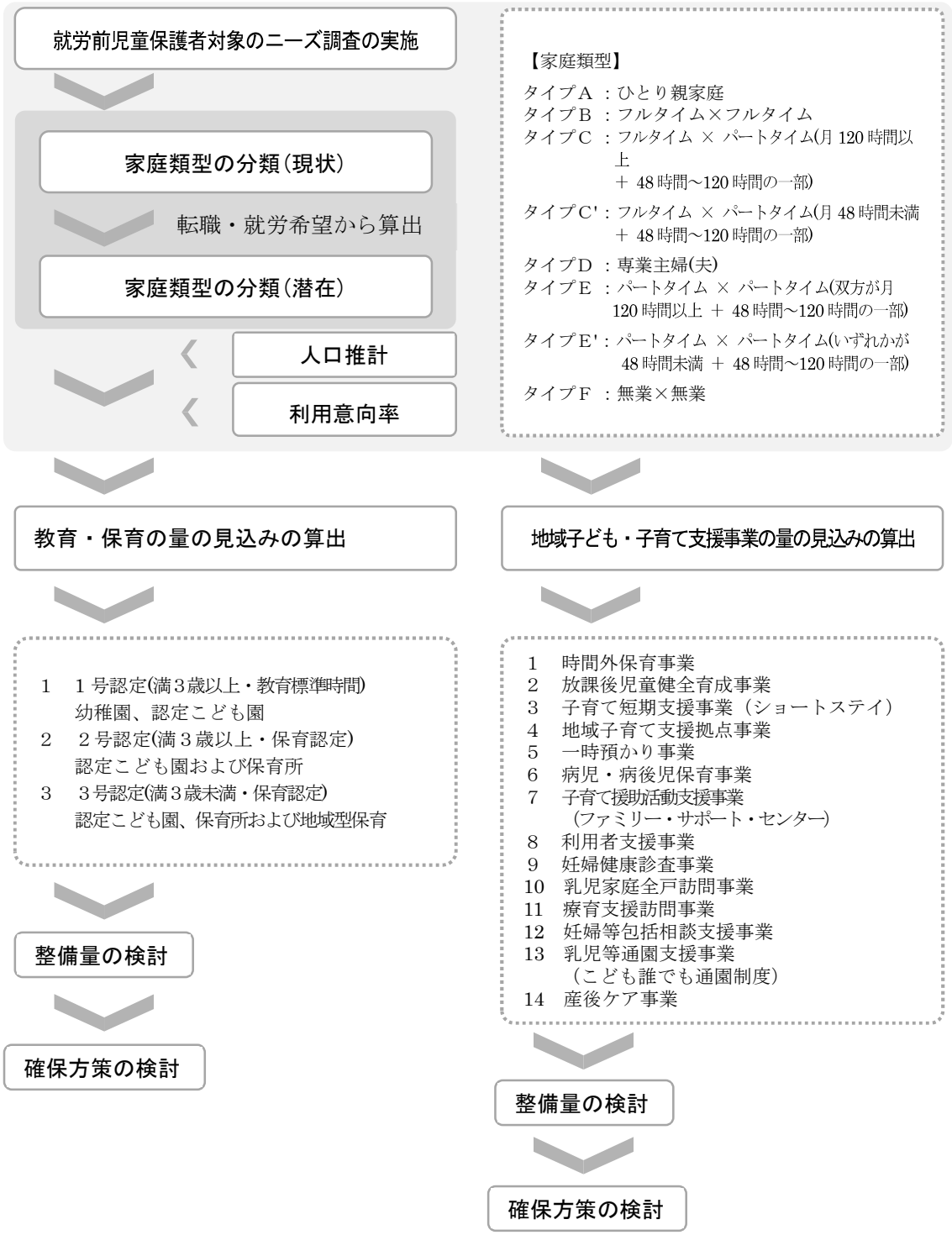

【 家庭類型について 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、１・２・３号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプＡからタイプＦの８種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">母親
父親</th><th rowspan="2">ひとり親</th><th rowspan="2">フルタイム就労（産休・育休含む）</th><th colspan="3">パートタイム就労（産休・育休含む）</th><th rowspan="2">未就労</th></tr>
<tr><th>120 時間以上</th><th>120 時間未満 60 時間以上</th><th>60 時間未満</th></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親</td><td>タイプＡ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">フルタイム就労（産休・育休含む）</td><td rowspan="5"></td><td>タイプＢ</td><td colspan="2">タイプＣ</td><td>タイプＣ’</td><td rowspan="5">タイプＤ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">パートタイム就労（産休・育休含む）</td><td>120 時間以上</td><td>タイプＣ
《保育の必要性あり》</td><td colspan="2">タイプＥ</td><td rowspan="3">タイプＥ’
《保育の必要性なし》</td></tr>
<tr><td>120 時間未満 60 時間以上</td><td rowspan="2">タイプＣ’</td></tr>
<tr><td>60 時間未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">未就労</td><td colspan="4">タイプＤ</td><td>タイプＦ</td></tr>
</table>

タイプＡ　：ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプＢ　：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプＣ　：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部 ）
タイプＣ’　：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＤ　：専業主婦（夫）家庭
タイプＥ　：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＥ’　：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプＦ　：無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

３　子どもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、０歳から11歳までの子どもの人口を令和６年４月１日時点の住民基本台帳の人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考により推計しました。

０歳から11歳までの子どもの将来推計は、今後も減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳	40	39	38	37	37
１歳	38	40	39	38	37
２歳	47	38	40	39	38
３歳	54	47	38	40	39
４歳	49	54	47	38	40
５歳	64	49	54	47	38
６歳	63	64	49	54	47
７歳	80	63	64	49	54
８歳	82	80	63	64	49
９歳	84	82	80	63	64
10歳	111	84	82	80	63
11歳	97	111	84	82	80
合計	809	751	678	631	586

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

【概　要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、保育の必要性（就学前児童を保育することができないこと）が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園、地域型保育があります。

また、令和元年10月からは保護者の負担軽減を図るため、保育所を利用する、３歳から５歳までの子どもたちの利用料及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

（１）教育・保育の現状 ・・・・・・・

単位：人

		令和６年（４月１日現在）			
		３歳以上保育が必要	２歳保育が必要	１歳保育が必要	０歳保育が必要
保育所入所児童数		219	33	9	0
定員		490			
入所率		53.3%			
定員	幼稚園 認定こども園	—			
	認可保育所	490			
	認証保育所	—			

（２）教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ・・・・・・

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

単位：人

		令和７年					
		１号	２号		３号		
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		２歳保育が必要	１歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外			
（参考）児童数推計　Ａ		167			47	38	40
保育利用率（Ｂ÷Ａ）		19.2%	0%	80.8%	80.9%	65.8%	20.0%
量の見込み　Ｂ		32	0	135	38	25	8
確保方策（提供量）							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	32	195		52	30	8
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―		
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0	0
認可外保育施設		0			0	0	0
提供量合計　Ｃ		32	195		52	30	8
過不足分（Ｃ－Ｂ）		0	60		14	5	0

単位：人

		令和８年					
		１号	２号		３号		
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		２歳保育が必要	１歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外			
（参考）児童数推計　Ａ		150			38	40	39
保育利用率（Ｂ÷Ａ）		19.3%	0%	80.7%	78.9%	62.5%	20.5%
量の見込み　Ｂ		29	0	121	30	25	8
確保方策（提供量）							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	29	195		52	30	8
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―		
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0	0
認可外保育施設		0			0	0	0
提供量合計　Ｃ		29	195		52	30	8
過不足分（Ｃ－Ｂ）		0	74		14	5	0

単位：人

		令和９年					
		１号	２号		３号		
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		２歳保育が必要	１歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外			
（参考）児童数推計　Ａ		139			40	39	38
保育利用率（Ｂ÷Ａ）		18.7%	0%	81.3%	80.0%	64.1%	21.1%
量の見込み　Ｂ		26	0	113	32	25	8
確保方策（提供量）							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	26	195		52	30	8
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―		
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0	0
認可外保育施設		0			0	0	0
提供量合計　Ｃ		26	195		52	30	8
過不足分（Ｃ－Ｂ）		0	82		12	5	0

単位：人

		令和１０年					
		１号	２号		３号		
		３歳以上教育希望	３歳以上保育が必要		２歳保育が必要	１歳保育が必要	０歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外			
（参考）児童数推計　Ａ		125			39	38	37
保育利用率（Ｂ÷Ａ）		19.2%	0%	80.8%	79.5%	65.8%	21.6%
量の見込み　Ｂ		24	0	101	31	25	8
確保方策（提供量）							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	24	195		52	30	8
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	0			―		
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	―			0	0	0
認可外保育施設		0			0	0	0
提供量合計　Ｃ		24	195		52	30	8
過不足分（Ｃ－Ｂ）		0	94		13	5	0

単位：人

		令和１１年					
		１号	２号		３号		
		３歳以上 教育希望	３歳以上保育が必要		２歳保育が 必要	１歳保育が 必要	０歳保育が 必要
			教育希望が強い	左記以外			
（参考）児童数推計　Ａ		117			38	37	37
保育利用率（Ｂ÷Ａ）		18.8%	0%	81.2%	78.9%	64.9%	21.6%
量の見込み　Ｂ		22	0	95	30	24	8
確保方策（提供量）							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	22	195		52	30	8
確認を受けない幼稚園	上記に 該当しない	0			―		
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、 事業所内保育	―			0	0	0
認可外保育施設		0			0	0	0
提供量合計　Ｃ		22	195		52	30	8
過不足分（Ｃ－Ｂ）		0	100		14	6	0

【 今後の方向性 】

施設の老朽化や児童数の減少が慢性的な課題となっています。令和元年度に策定した「南知多町保育所再配置計画」や令和５年度に策定した「公共施設再配置計画」に沿って、保育所の整備や統合を行い、現状にあわせた保育の提供を行っていきます。

子どもの数は減っていますが、就業形態の変化により共働き世帯が増加することにより、０歳～２歳児入所の増加が今後も考えられます。特に育児休業が明ける１歳児は、保護者の就労復帰に合わせて年度途中の入所に対応できるようにしていきます。

１号認定（教育希望）の児童については、今後も保育所での特別利用保育で対応していきます。本町には幼稚園や認定こども園がないため、今後、町外の幼稚園や認定こども園の入所希望がある場合には、該当市町村と連携をとり、ニーズに合わせた保育の提供ができるように対応していきます。

５ 地域子ども・子育て支援事業

（１）時間外保育事業 ・・・・・・・

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人/年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
利用者数	983	925	840	844	792
実施箇所数（箇所）	4	3	3	3	3

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人/年

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み		889	813	779	727	697
確保方策（提供量）	延べ人数	889	813	779	727	697
	施設数（箇所）	3	3	3	3	3

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和11年度〉

基本保育時間の８時から１６時を超えて子どもを預かる、早朝及び長時間保育を実施しています。受入時間は、７時３０分から１９時までです。

今後、保護者の利用ニーズに沿った延長保育事業を提供できるよう、必要な職員の確保に努め、適正な実施体制の確保に努めます。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・

【 概要 】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【 現状 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
うみっこ利用者数	17(平均 12.9)	16(平均 11.3)	20(平均 18.7)	25(平均 20.3)	27
豊浜利用者数	23(平均 21.2)	25(平均 18.8)	20(平均 13.6)	19(平均 10.4)	9

※現状の数値は夏休みのみの利用者も含んだ数値。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み	小１～３	35	35	35	35	35
	小４～６	6	6	6	6	6
	計	41	41	41	41	41
確保方策（提供量）	小１～６	50	50	50	50	50
	施設数（箇所）	2	2	2	2	2

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

現状の定員や施設を維持しながら、事業を継続していきます。

今後、共働き世帯の増加により、ニーズが増える場合は、支援員の確保を図りつつ、ニーズを充足できるように随時検討します。また、子どもたちが放課後を安心して過ごすことができる環境づくりとして、放課後教室の検討を進めてまいります。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み		16	14	13	12	11
確保方策（提供量）	延べ人数	－	－	－	－	－
	施設数（箇所）	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

現在本町は実施していませんが、ニーズ量を考慮して需要の動向を見ながら事業委託や町外施設による広域利用等を検討します。

（４）地域子育て支援拠点事業 ・・・・・・・

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

単位：人回/年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
延べ利用者数	3,127	2,223	2,711	2,204	1,801
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人回/年

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み		4,387	4,107	4,107	4,001	3,931
確保方策（箇所）（提供量）	地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

南知多町子育て支援センターで育児相談や親同士の交流機会の確保等、地域の子育て家庭を支援する活動を行っており、今後も必要な職員の確保を行い、事業を継続していきます。

親子が気軽に参加でき、子どもの成長を実感できる時間となるような事業の実施に努めます。

（５）一時預かり事業（幼稚園）・・・・・・・

【 概要 】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み	１号認定	0	0	0	0	0
	２号認定	0	0	0	0	0
確保方策（提供量）	延べ人数	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

町内には、幼稚園や認定こども園がなく確保が困難です。今後ニーズがあれば他市町の施設を利用できるように対応していきます。

（６）一時預かり（保育所、その他の場所での一時預かり）・・・・・・

【 概要 】

保護者が冠婚葬祭や保育を必要としない程度の就労、育児のリフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
利用者数	7	18	31	136	179
実施箇所数（箇所）	2	2	2	2	2

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み			262	239	229	214	205
確保方策（提供量）	一時預かり	延べ人数	262	239	229	214	205
		施設数（箇所）	2	2	2	2	2
	ファミサポ	延べ人数	－	－	－	－	－
	トワイライトステイ	延べ人数	－	－	－	－	－
		施設数（箇所）	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

現在、一般型と定員余裕型として保育所２か所で実施しています。一時保育の利用数は年々増加傾向にあります。今後も子育て世帯が必要な時に必要な量のサービスを受けられるように、適正な職員配置を行い、事業を継続していきます。

（７）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）・・・・・・・

【 概要 】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
利用者数	0	0	0	0	0
実施箇所数（箇所）	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

			令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み			14	13	11	10	9
確保方策（提供量）	病児・病後児対応型	延べ人数	－	－	－	－	－
		施設数（箇所）	－	－	－	－	－
	ファミサポ	延べ人数	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

病児保育の開設については、施設、専用スペース及び保育士、看護師の確保と医師、栄養士等との連携が必要であり、現状町内での実施は困難な状況です。実際の需要について情報を把握しつつ、現に実施している町外の施設と連携を図るなど、広域的な利用が円滑にできるよう検討します。

（８）ファミリー・サポート・センター事業 ・・・・・・・

【 概要 】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校６年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【 現状 】

単位：人日/年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
利用者数	―	―	7	6	4
依頼会員登録	―	―	11	18	35
援助会員登録	―	―	15	14	26

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日/年

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み		912	865	768	702	646
確保方策（提供量）	（人日/年）	912	865	768	702	646
	（箇所）	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

令和４年から開始した事業です。ここ３か年の利用者数は多くありませんが、今後も保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、事業の周知に努めるとともに、より利用しやすいサービスとなるよう資質の向上を図ります。

（９）利用者支援事業 ・・・・・・・

【 概要 】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 現状 】

単位：か所

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施か所数	0	0	0	0	1

【 量の見込みと確保方策 】

単位：か所

	推計				
	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策（提供量） こども家庭センター型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

令和６年４月より、こども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康や成長に関することや、子育てに関する包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

（10）妊婦健康診査事業・・・・・・・

【 概要 】

母子保健法第13 条に基づき、妊産婦及び胎児の健康増進、妊産婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【 現状 】

単位：回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
健診回数	560	661	535	568	640

【 量の見込みと確保方策 】

単位：回

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10 年度	令和11 年度
利用量の見込み	560	546	532	518	518
確保方策（提供量）	560	546	532	518	518

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

妊婦健診14回、産婦健診１回の補助券を母子健康手帳と同時に発行します。今後も妊娠時期に応じた健診の受診についての保健指導を継続していきます。

（11）乳児家庭全戸訪問事業 ・・・・・・・

【 概要 】

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
訪問件数（件）	64	56	57	38	40
出生数（人）	57	53	54	36	40
訪問率（%）	112.3	105.7	105.6	105.6	100.0

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み	40	39	38	37	37
確保方策（提供量）	40	39	38	37	37

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

「赤ちゃん訪問事業」として、生後およそ２か月目に保健師が訪問します。また、里帰りなどで遠隔地に滞在している場合は、滞在先の市町村に訪問を依頼する等の方法で、できるだけ母子の状況を把握するよう努めます。産科医療機関から、母子連絡表で支援の依頼がある家庭については、早期に訪問し、要望に応じて柔軟に対応を検討します。

（12）養育支援訪問事業等 ・・・・・・・

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込み）
利用者数	56	20	50	13	20

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み	41	37	36	33	32
確保方策（提供量）	41	37	36	33	32

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

妊娠届出時から早期に発見をし、成長過程において切れ目のない支援ができるように努めます。

（13）妊婦等包括相談支援事業 ・・・・・・・

【 概要 】

妊婦・その他の配偶者に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるともに、必要な支援につなげる伴走型の相談支援事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：回

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み	妊娠届出数	40	39	38	37	37
	１組あたり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	120	117	114	111	111
確保方策（提供量）		120	117	114	111	111

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

妊娠届出時の面談、妊娠８か月ごろのアンケート、出生後の乳児家庭全戸訪問により妊婦等への情報提供や相談を実施しています。

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。

（14）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）・・・・・・・

【 概要 】

保護者の就労要件等を問わず、乳幼児であって満３歳未満の子ども（既に特定教育・保育施設等に入所している乳幼児は除く）を月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

令和８年度から全自治体で実施されることとされています。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳児	利用量の見込み	－	1	1	1	1
	確保方策（提供量）	－	1	1	1	1
１歳児	利用量の見込み	－	1	1	1	1
	確保方策（提供量）	－	1	1	1	1
２歳児	利用量の見込み	－	1	1	1	1
	確保方策（提供量）	－	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

令和８年度からの全国的な本格実施に向けて、必要な体制を整備していくとともに、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境の提供に努めます。

（15）産後ケア事業 ・・・・・・・

【 概要 】

出生後１年まで母親が身近な地域で安心して育児を行い、子どもが健やかに成長できるよう、医療機関や助産所等において、母子への心身のケアや育児等の支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策 （提供量）	3	3	3	3	3

【 今後の方向性 】

〈令和７年度～令和１１年度〉

出産後１年以内の女子および新生児・乳児に対して、宿泊（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型、訪問（アウトリーチ）型のサービス提供を実施します。

（16）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案したうえで、事業実施について検討していきます。

（17）多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業 ・・

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規参入施設等があった場合に、支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

６　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第６章　計画の推進に向けて

1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本町に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働※」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と町全域での取り組み（役割）が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により進められるよう、子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進します。

2 計画の進行管理

計画推進にあたっては、社会福祉協議会などの関連団体やＮＰＯ、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、ＰＤＣＡサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

ＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

資料編

1　南知多町子ども・子育て会議設置要綱

（設 置）

第１条　　子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、南知多町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議は、次に掲げる事項について審議及び調査、評価する。

（１）事業計画策定のためのニーズ調査に関する事項

（２）　事業計画の策定に関する事項（次世代育成支援地域行動計画の評価を含む）

（３）事業計画の進捗状況の確認及び評価に関する事項

（４）前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組 織)

第３条　会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

（１）子どもの保護者

（２）福祉・教育等関係者

（３）子育て支援関係者

（４）その他町長が必要と認める者

２　委員の定数は１２名以内とする。

(委員の任期)

第４条　委員の任期は、１年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第５条　会議に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選出する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第７条　会議の庶務は、厚生部健康こども課において処理する。

(雑 則)

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

2 委員名簿

（敬称略・順不同）

	役職名	氏　名	所　　属
1	会　長	永井　孝夫	小学校長代表（みさき小学校長）
2	副会長	熊本　弘範	南知多町社会福祉協議会事務局長
3	委　員	平木　克昌	教育委員会（指導主事）
4	〃	間瀬　友美子	主任児童委員代表
5	〃	鈴木　勝登	南知多町小中学校 PTA 連絡協議会　会長（みさき小）
6	〃	植田　尚子	保育所保護者会会長（かるも保育所）
7	〃	田中　ゆう子	子育て支援団体等の代表（子育てネットワーカー）
8	〃	中須賀　恵美	指導保育士
9	〃	大岩　真由美	子育て支援センター所長
10	〃	秦　由岐穂	公募
11	〃	磯部　朋美	公募

（事務局）

	役職名	氏　名	所　　属
1	事務局	石黒　和彦	町長
2	〃	相川　和英	厚生部長
3	〃	鈴木　和芳	健康こども課長
4	〃	山下　公大	健康こども課主事

3　会議の開催日と審議内容

開催回	日　付	審議内容
第１回	令和６年 10月22日 （火）	議題 １　南知多町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について ２　第３期南知多町子ども・子育て支援事業計画　量の見込み及び計画案について ３　今後のスケジュールについて
第２回	令和６年 12月17 （火）	議題 １　第３期南知多町子ども・子育て支援事業計画（案）について ２　第３期南知多町子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントについて ３　今後のスケジュールについて
	令和７年 １月15日（水） ～１月31日 （金）	パブリックコメントの実施
第３回	令和７年 ２月21日 （金）	議題 １　第３期南知多町子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメントの結果について ２　第３期南知多町子ども・子育て支援事業計画（案）について ３　今後のスケジュールについて

4 用語解説

【か行】

協働

住民をはじめ自治会・町会、団体・ＮＰＯ、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

子ども・子育て関連３法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３つの法律。

子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

こども家庭センター

子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に、医療、福祉、保育、教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う。

従来、市町村には、母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」があったが、令和６年４月施行の改正児童福祉法によって、両者が統合された。

こども基本法

こども基本法は、子どもを中心とした社会をつくるための基本となる法律。すべての子どもが安心して健やかに成長できるよう、養育、教育、保健、医療、福祉等の領域に関して子どもの権利を総合的に保障することを目指して、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行。

こども大綱

こども大綱は、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、従来の少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子ども貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもので、令和５年12月に閣議決定。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね０歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね７時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に急な病気となったり、病気の回復期で保育所や学校に通わせることが難しい場合に病院等の専用スペースにおいて看護師や保育士等が保育する事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

パブリックコメント

パブリックコメントとは、町が基本的かつ重要な施策等を策定する過程において、その趣旨、目的・内容等を広く公表し、町民から意見の提出を求め、提出された意見を踏まえて意思決定をするとともに、意見に対する町の考え方を公表する一連の手続き。

【数字／英字】

１号認定

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定の子ども以外のもの。

２号認定

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

３号認定

満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

南知多町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和７年３月
発行：南知多町　厚生部　健康こども課
住所　〒470-3495　愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18
電 話：(0569) 65-0711(代表)